

図 4.2.6-1 自然環境保全に係る主な指定等の状況図

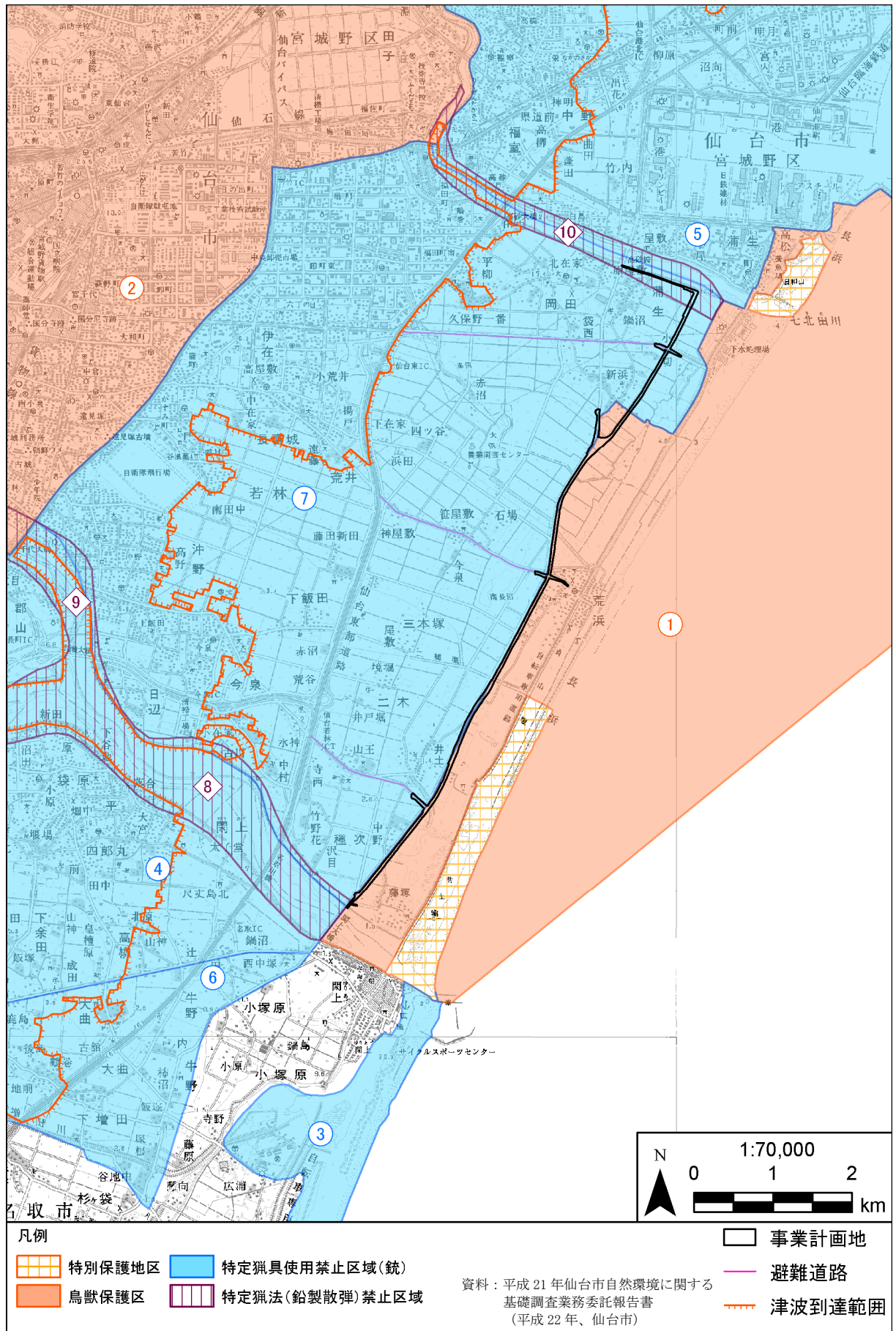


図 4.2.6-2 鳥獣保護区等位置図

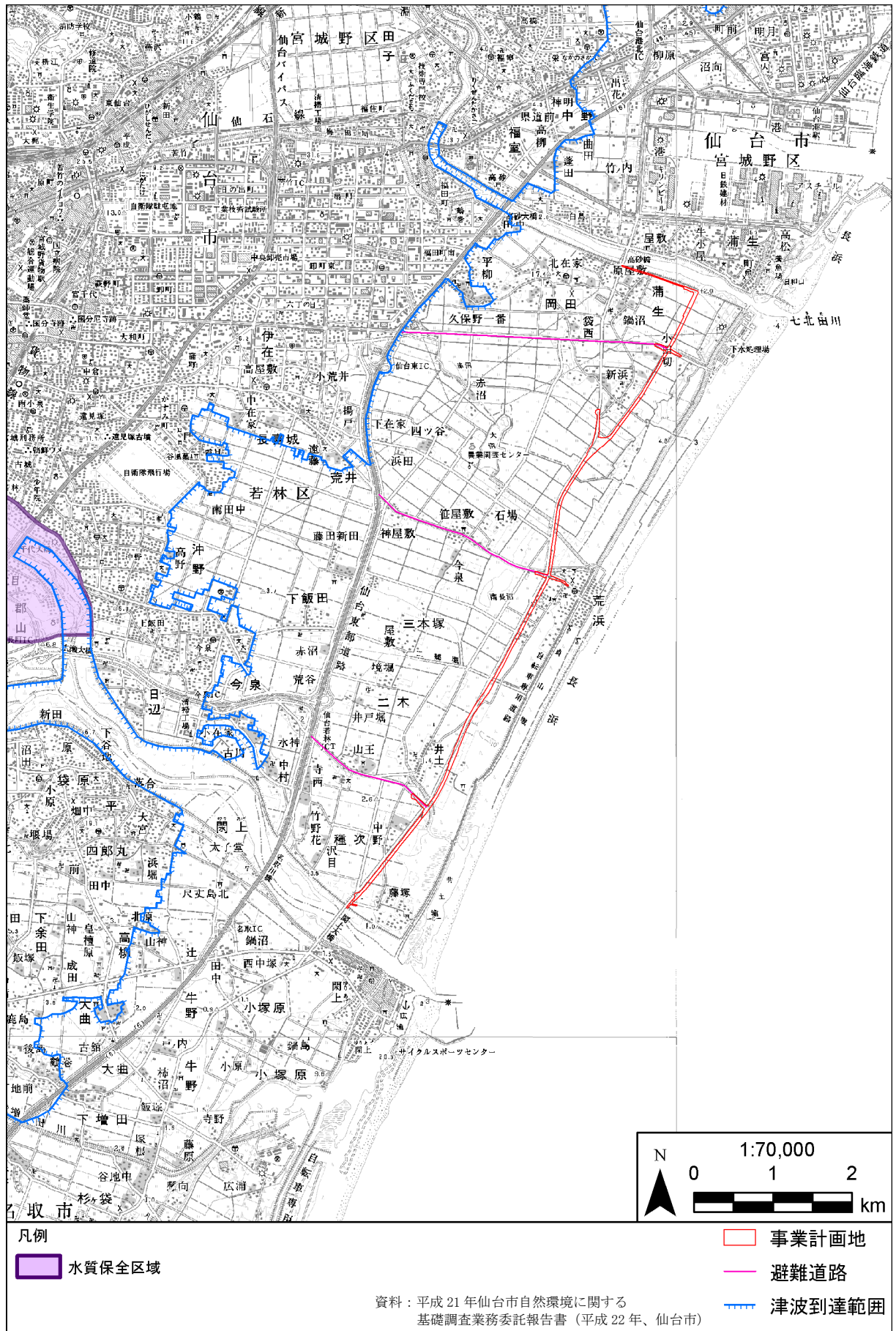


図 4.2.6-3 水質保全区域

(2) 公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等の状況

概況調査範囲及び事業計画地における公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等の状況は表 4.2.6-4 のとおりである。これらに該当する環境基準や規制基準等は、表 4.2.6-6～表 4.2.6-32 に示すとおりである。

表 4.2.6-4(1/2) 公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等

項目	概況調査範囲	事業計画地
大気質	<p>大気汚染に係る環境基準が適用される。 二酸化窒素に係る環境基準が適用される。 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準が適用される。 大気汚染防止法(第5条指定ばい煙)の指定(仙台市・名取市)を受けている。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】 【大気汚染防止法】</p>	<p>大気汚染に係る環境基準が適用される。 二酸化窒素に係る環境基準が適用される。 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準が適用される。 大気汚染防止法(第5条指定ばい煙)の指定(仙台市・名取市)を受けている。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】 【大気汚染防止法】</p>
騒音	<p>騒音に係る環境基準の類型指定(都市計画区域)を受けている。 航空機騒音に係る環境基準の類型指定(陸上自衛隊霞目飛行場)を受けている。 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定を受けている。 騒音規制法:特定工場等において発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 騒音規制法:特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 騒音規制法:自動車騒音の要請限度に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 仙台市公害防止条例:指定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域のうち工業専用地域を除く)を受けている。 【環境基本法】 【騒音規制法】 【宮城県公害防止条例】 【仙台市公害防止条例】</p>	<p>騒音規制法:特定工場等において発生する騒音の規制に係る区域指定のうち第2種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 騒音規制法:特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定のうち第2種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 騒音規制法:自動車騒音の要請限度に係る区域指定のうちb区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 【騒音規制法】</p>
振動	<p>振動規制法:特定工場等において発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 振動規制法:特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 振動規制法:道路交通振動の要請限度に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 仙台市公害防止条例:指定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域のうち工業専用地域を除く)を受けている。 【振動規制法】 【宮城県公害防止条例】 【仙台市公害防止条例】</p>	<p>振動規制法:特定工場等において発生する振動の規制に係る区域指定のうち、第1種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 振動規制法:特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定のうち、第1種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 【振動規制法】</p>
低周波音	<p>規制地域はない</p>	<p>規制地域はない</p>

表 4.2.6-4(2/2) 公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等

項目	概況調査範囲	事業計画地
悪臭	悪臭防止法の規制地域（都市計画区域のうち市街化区域）の指定を受けている。 宮城県公害防止条例、宮城県悪臭公害防止対策要綱、仙台市悪臭対策指導要綱の適用地域（市内全域）となっている。 【悪臭防止法】 【宮城県公害防止条例】 【宮城県悪臭公害防止対策要綱】 【仙台市悪臭対策指導要綱】	宮城県公害防止条例、宮城県悪臭公害防止対策要綱、仙台市悪臭対策指導要綱の適用地域（市内全域）となっている。 【宮城県公害防止条例】 【宮城県悪臭公害防止対策要綱】 【仙台市悪臭対策指導要綱】
水質	水質汚濁に係る環境基準の類型指定（名取川、広瀬川、七北田川、増田川）を受けている。 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 【ダイオキシン類対策特別措置法】
底質	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 【ダイオキシン類対策特別措置法】	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 【ダイオキシン類対策特別措置法】
地下水汚染	地下水の水質汚濁に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】	地下水の水質汚濁に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】
地盤沈下	工業用水法による地下水揚水規制指定地域、および宮城県公害防止条例による地下水採取規制地域が定められている。 【工業用水法】 【宮城県公害防止条例】	工業用水法による地下水揚水規制指定地域、および宮城県公害防止条例による地下水採取規制地域が定められている。 【工業用水法】 【宮城県公害防止条例】
土壌汚染	土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】	土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】
日照障害	都市計画法における第1種高度地区、第2種高度地区、第3種高度地区、第4種高度地区の指定を受けている。また、最低限高度地区の指定を受けている。 【都市計画法】	指定地域はない（市街化調整区域）。

(3) 環境関連の条例

仙台市、名取市、宮城県における環境関連の条例は以下のとおりである。

表 4.2.6-5 関係法令の指定、規制等

【仙台市の条例】

関係法令		指定状況及び規制基準の内容
第7編 環境	仙台市環境基本条例(平成8年3月19日)	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、清流、豊かな緑等に象徴される杜の都の風土を永遠に継承することを目的とする。
	仙台市環境影響評価条例(平成10年12月16日)	環境影響評価および事後調査に関する手続等を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の立案及び実施に際し、環境の保全及び創造(環境への影響を回避し、又は低減することが困難である場合に、損なわれる環境の代償として講じられる環境の創出をいう。以下同じ)の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって仙台市環境基本条例の本旨である現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。
	杜の都の環境をつくる条例(平成18年6月23日)	緑の保全、創出及び普及に関し、必要な事項を定めるとともに、緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健康で文化的な市民生活の確保と杜の都の緑豊かな都市環境の形成に資することを目的とする。
	広瀬川の清流を守る条例(昭和49年9月28日)	広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自然的環境の保全等に関し、必要な事項を定めるものとする。
	仙台市公害防止条例(平成8年3月19日)	仙台市環境基本条例第三条に定める基本理念にのっとり、市長、事業者及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)を保全することを目的とする。
	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年3月18日)	市、事業者及び市民が一体となって、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。
	ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例(平成11年3月16日)	ごみの散乱の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等、土地所有者等及び自主的活動団体の協働によるごみの散乱のない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。
第9編 開発	杜の都の風土を育む景観条例(平成7年3月16日)	景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し、施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、仙台らしい個性的なまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とする。
	仙台市屋外広告物条例(平成元年3月17日)	屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)並びに屋外広告業について、屋外広告物の規定に基づき必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、及び、風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

資料：仙台市例規集

【名取市の条例】

関係法令		指定状況及び規制基準の内容
第7編	名取市文化財保護に関する条例(昭和40年10月1日)	文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項及び第190条の規定に基づき、法及び文化財保護条例(昭和50年宮城県条例第49号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち、市にとって特に重要なもの等について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化の向上に資することを目的とする。
第8編	名取市環境基本条例(平成11年3月11日)	良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

資料：名取市例規集

【宮城県の条例】

関係法令		指定状況及び規制基準の内容
	宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例(平成14年7月17日)	自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進について、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
	ふるさと宮城の水循環保全条例(平成16年6月22日)	健全な水循環の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、健全な水循環の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の安全かつ健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。
	宮城県公害防止条例(地下水の採取に関する規則)(平成7年7月12日)	知事は、地下水の採取により地盤が沈下している地域又は沈下するおそれがあると認める地域で、代替水源が確保され、又は確保される見込みがあるものを地下水採取規制地域として指定し、地盤の沈下を防止することを目的とする。

資料：宮城県例規集

(4) 環境基準

a) 大気汚染に係る環境基準

(a) 大気汚染に係る環境基準

表 4.2.6-6 大気汚染に係る環境基準

区分	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	光化学オキシダント (OX)
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)
長期的評価	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日間以上連続した場合には非達成と評価する。			1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。	—
短期的評価	測定を行った日についての1時間値の1日平均値を環境基準と比較して評価を行う。	測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。	測定を行った日についての1時間値の1日平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。	—*	測定を行った日についての各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(大気汚染に係る環境基準について 昭和48年5月8日環境庁告示第25号 改正平成8年環境庁告示第73号)

(二酸化窒素に係る環境基準について 昭和53年7月11日環境庁告示第38号 改正平成8年環境庁告示第74号)

* 大気汚染に係る環境基準には二酸化窒素の短期濃度の基準値はないが、中央公害対策審議会により地域の人口集団の健康を適切に保護することを考慮して、短期暴露(1時間暴露)の指針値として0.1~0.2ppmが提案されている。

(b) 有害汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

表 4.2.6-7 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)

(ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について 平成9年2月4日環境庁告示第4号 改正平成13年4月20日環境庁告示第30号)

(c) 微小粒子状物質に係る環境基準

表 4.2.6-8 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	微小粒子状物質
環境基準	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について 平成21年9月9日環境省告示第33号)

b) 水質汚濁に係る環境基準

(a) 人の健康の保護に関する環境基準

表 4.2.6-9 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

備考2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日環境庁告示第59号 改正平成24年8月22日環境省告示第127号)

(b) 生活環境の保全に関する環境基準

表 4.2.6-10(1/2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100m L以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100m L以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100m L以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考1：基準値は、日間平均値とする。

備考2：農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

3. 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日環境庁告示第59号 改正平成24年8月22日環境省告示第127号)

表 4.2.6-10(2/2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川イ）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛	基準値 ニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下

備考1：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日環境庁告示第59号 改正平成24年8月22日環境省告示第127号)

表 4.2.6-11(1/3) 生活環境の保全に係わる環境基準（湖沼ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100m L以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100m L以下
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

3. 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日環境庁告示第59号 改正平成24年8月22日環境省告示第127号)

表 4.2.6-11(2/3) 生活環境の保全に係わる環境基準（湖沼イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考1：基準値は年間平均値とする。

備考2：水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

備考3：農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日環境庁告示第59号 改正平成24年8月22日環境省告示第127号)

表 4.2.6-11(3/3) 生活環境の保全に係わる環境基準（湖沼ウ）

項目 種類	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下

（水質汚濁に係る環境基準について 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 改正平成 24 年 8 月 22 日環境省告示第 127 号）

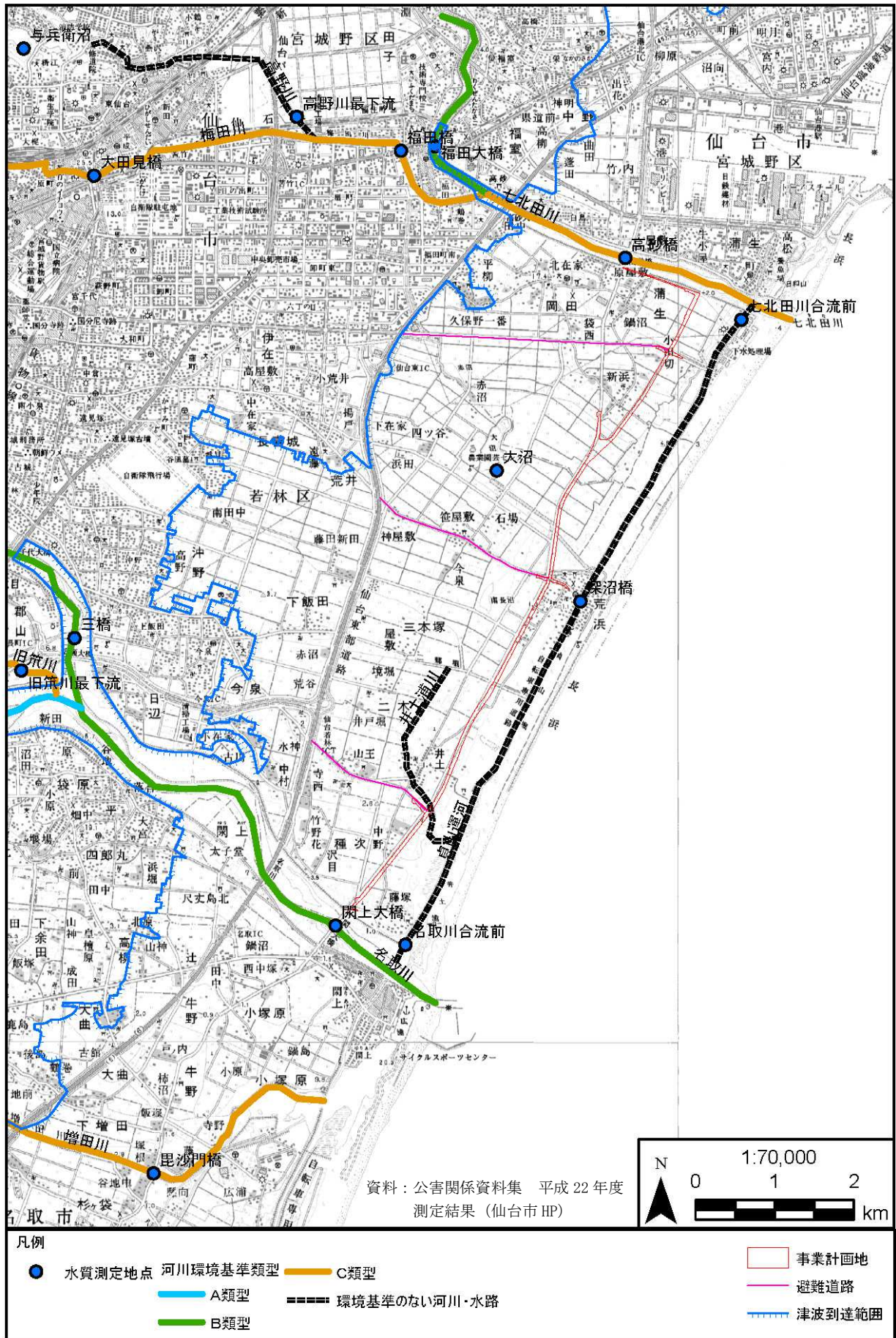


図 4. 2. 6-4 河川の類型及び水質測定地点

c) 土壌の汚染に係る環境基準

表 4.2.6-12 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	ジス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
P C B	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。		

備考 1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別途定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

備考 2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

備考 3：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

備考 4：有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

（土壌の汚染に係る環境基準について 平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号 改正平成 22 年 6 月 16 日環境省告示第 37 号）

d) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

表 4.2.6-13 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

備考2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(地下水の水質汚濁に係る環境基準について 平成9年3月13日環境庁告示第10号 改正平成24年5月23日環境省告示85号)

e) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

表 4.2.6-14 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

(ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について 平成11年12月27日環境庁告示第68号 改正平成21年3月31日環境省告示第11号)

f) 騒音に係る環境基準

(a) 騒音に係る環境基準

表 4.2.6-15(1/2) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2：仙台市告示第126号による地域の類型は図4.2.6-5のとおりである。

AAを当てはめる地域：青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域（都市計画法第八条第一項第二号の文教地区（公園の区域を除く）に限る）

Aを当てはめる地域：第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域（AAの項に掲げる地域を除く）

Bを当てはめる地域：第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域（Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る）

Cを当てはめる地域：近隣商業地域（Bの項に掲げる地域を除く）
商業地域
準工業地域
工業地域

表 4.2.6-15(2/2) 騒音に係る環境基準 <道路に面する地域>

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

（騒音に係る環境基準について 平成10年9月30日環境庁告示第64号 改正平成24年3月30日環境省告示第54号）

(b) 航空機騒音に係る環境基準

表 4.2.6-16 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注1) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

(注2) 概況調査範囲における地域の類型をあてはめる地域として、「昭和 51 年 12 月 28 日宮城県告示第 1192 号」により、陸上自衛隊霞の目飛行場周辺に上記の地域の類型をあてはめる地域が指定されている。

(航空機騒音に係る環境基準について 昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号、改正平成 12 年環境庁告示第 78 号)

(c) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

表 4.2.6-17 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(注1) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

(注2) 概況調査範囲における地域の類型をあてはめる地域として、「昭和 52 年 5 月 20 日宮城県告示第 387 号 最終改正平成 17 年 11 月 22 日告示第 1287 号」により、東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ 300 メートル以内の区域内に上記の地域の類型をあてはめる地域が指定されている。

(新幹線鉄道騒音に係る環境基準について 昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号、改正平成 12 年環境庁告示第 78 号)

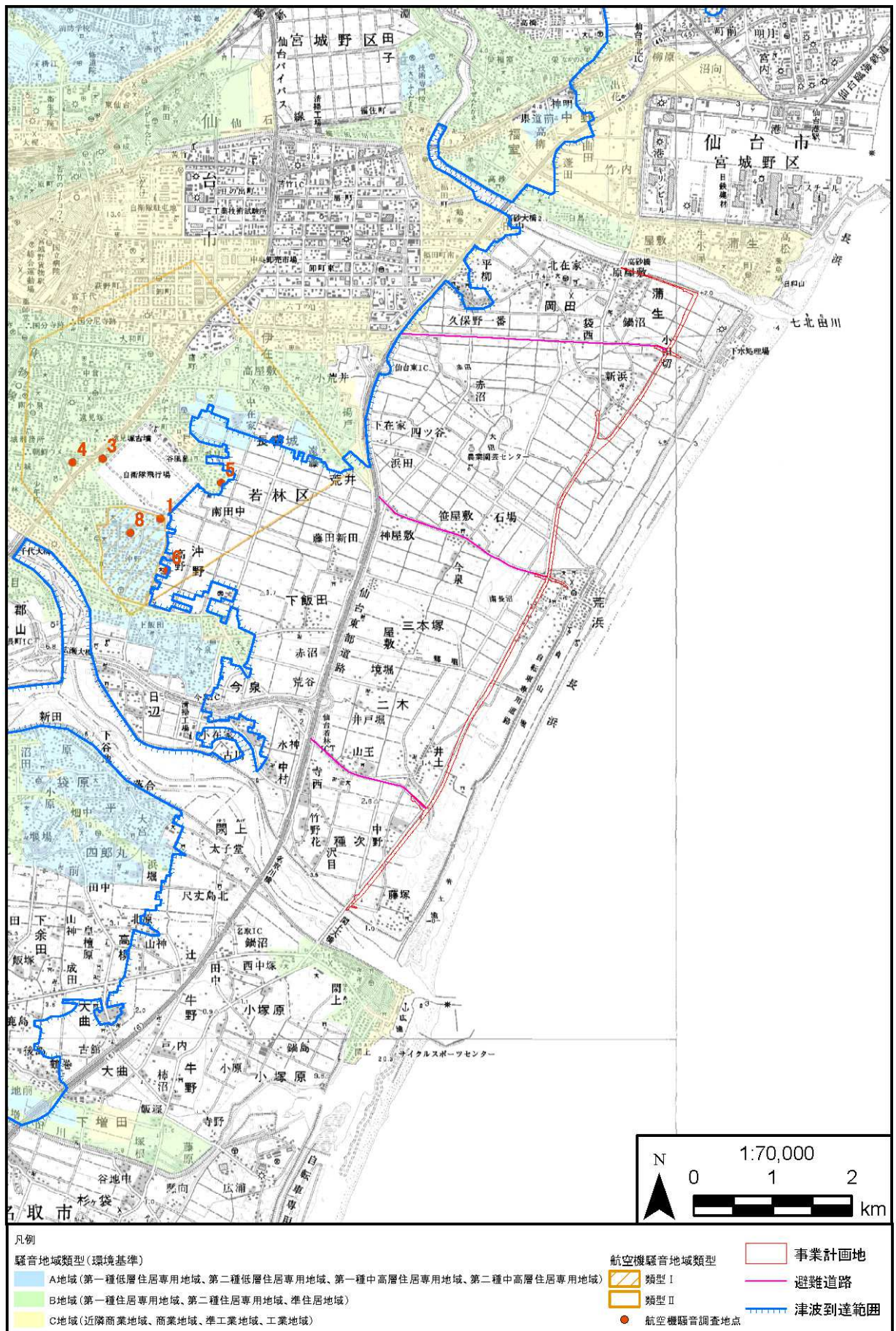


図 4.2.6-5 騒音に係る地域の類型指定(環境基準)

(5) 要請限度

a) 自動車騒音の要請限度

表 4.2.6-18 自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼間	夜間
	6 : 00~22 : 00	22 : 00~翌 6 : 00
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する地域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例	75 デシベル	70 デシベル

a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、仙台市域の特別用途地区のうち文教地区

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域（仙台市域は文教地区を除く）、仙台市域の近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に囲まれている区域、市街化調整区域

c 区域：近隣商業地域（仙台市域では b 区域に該当する区域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域
 (騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号 改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

(騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について 平成 12 年 3 月 27 日仙台市告示第 230 号、改正平成 12 年 12 月 21 日仙台市告示第 1208 号)

b) 道路交通振動の要請限度

表 4.2.6-19 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間	夜間
	8 : 00~19 : 00	19 : 00~翌 8 : 00
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、仙台市域の近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に囲まれている区域、市街化調整区域

第 2 種区域：近隣商業地域（仙台市域では第 1 種区域に該当する区域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域

(振動規制法施行規則 昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号 改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

(振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について 平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 188 号 改正平成 13 年 3 月 8 日仙台市告示 239 号)

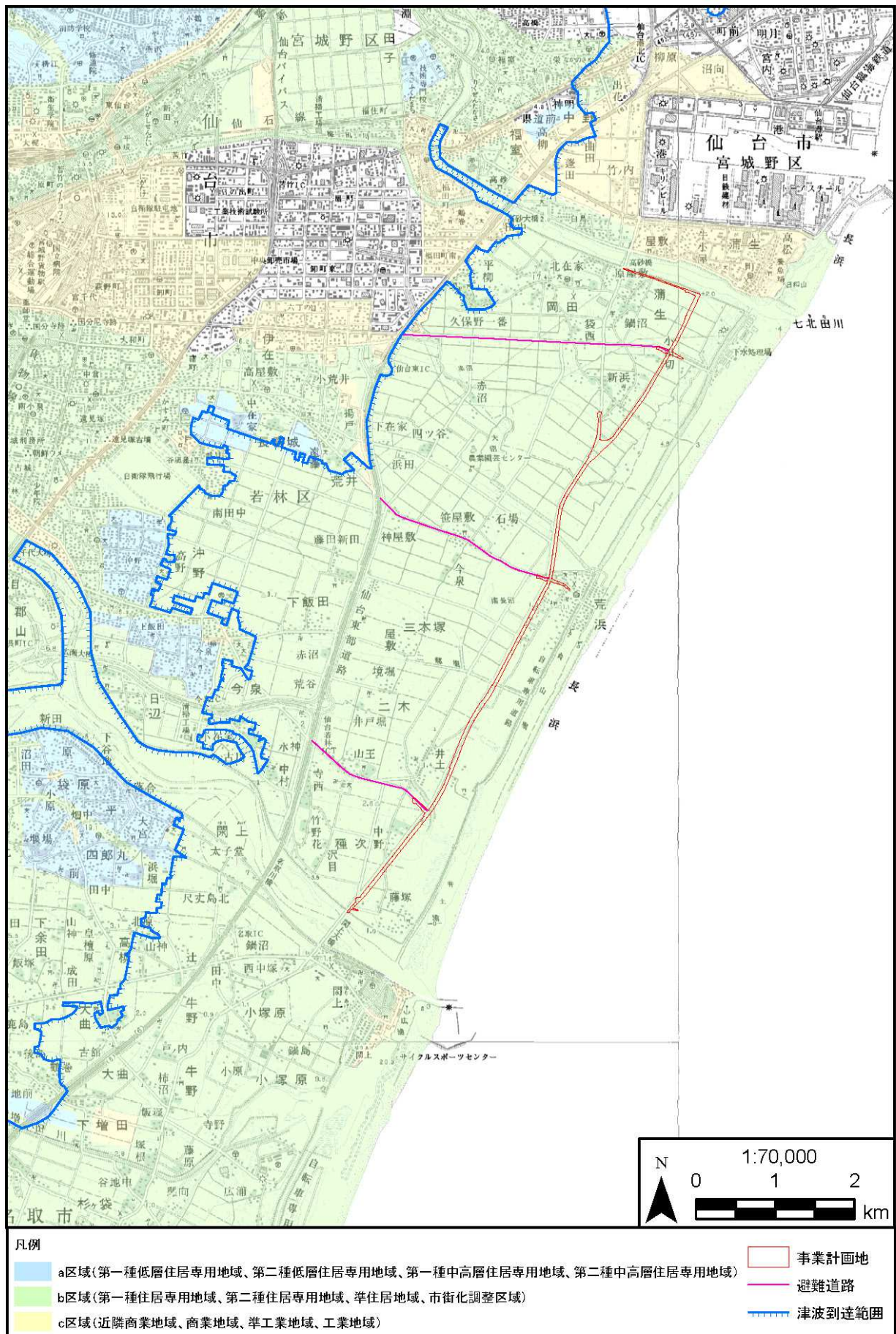


図 4.2.6-6 騒音に係る区域の区分指定 (自動車騒音の要請限度)

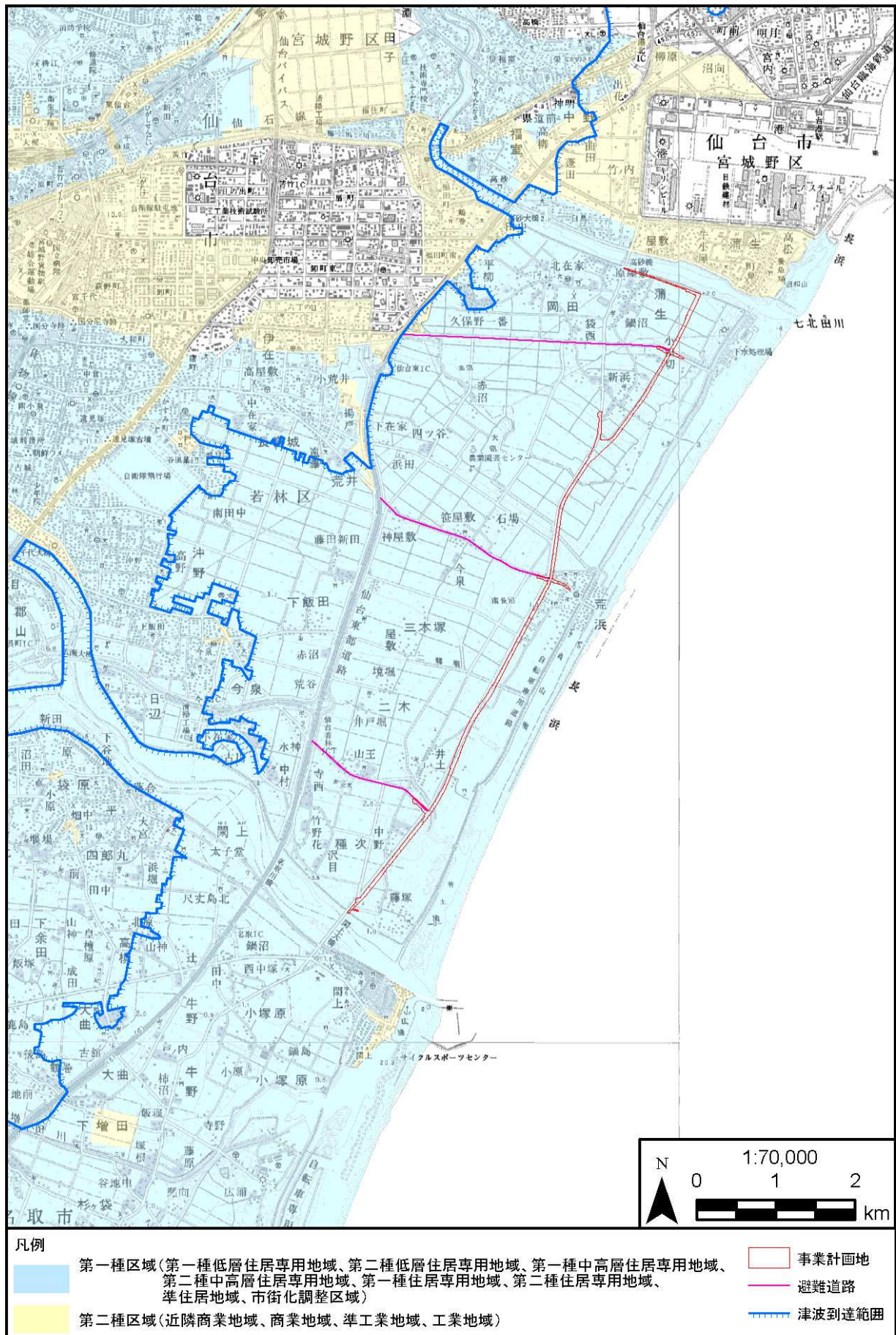


図 4.2.6-7 振動に係る区域の区分指定 (道路交通振動の要請限度)

(6) 規制基準

a) 大気汚染防止法に基づく排出基準

表 4.2.6-20 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
ばい煙	硫黄酸化物(SO _x)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm ³ /h) = K × 10 ⁻³ × He ² 一般排出基準: K = 3.0 ~ 17.5 特別排出基準: K = 1.17 ~ 2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定。 硫黄含有率: 0.5 ~ 1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準: 0.04 ~ 0.7g/Nm ³ 特別排出基準: 0.03 ~ 0.2g/Nm ³	
	有害物質	カドミウム(Cd) カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm ³
		塩素(Cl ₂) 塩化水素(HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm ³ 塩化水素: 80, 700mg/Nm ³
		フッ素(F) フッ化水素(HF)等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0 ~ 20mg/Nm ³
		鉛(Pb) 鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10 ~ 30mg/Nm ³
	窒素酸化物(NO _x)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 新設: 60 ~ 400ppm 既設: 130 ~ 600ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
揮発性有機化合物(VOC)		VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400 ~ 60,000ppmC	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉砕・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん(石綿)	切断機等における石綿の粉砕、混合その他の機械的処理	事業場の敷地境界基準 濃度 10本/リットル	
		吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
特定物質(アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	
有害大気汚染物質**	234物質(群) このうち「優先取組物質」として22物質		知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等	
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50 ~ 600mg/Nm ³ 既設: 100 ~ 1500mg/Nm ³
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150 ~ 300mg/Nm ³ 既設: 300 ~ 500mg/Nm ³
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150 ~ 300mg/Nm ³ 既設: 300 ~ 500mg/Nm ³

*ばいじん及び有害物質については、都道府県は条例で国の基準より厳しい上乘せ基準を設定することができる。
*上記基準については、大気汚染状況の変化、対策の効果、産業構造や大気汚染源の変化、対策技術の開発普及状況等を踏まえ、随時見直しを行っていく必要がある。
** (低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質)

資料: 大気汚染防止法の概要(平成24年4月、水・大気環境局大気環境課)

b) ダイオキシン類に係る排出基準

(a) 大気基準適用施設

表 4.2.6-21 ダイオキシン類に係る排出基準 (単位 : ng-TEQ/m³N)

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5 m ² 以上、 又は焼却能力が 50 kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h-4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10
製鋼用電気炉 (変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上)		0.5	5
焼結鉱 (銑鉄の製造の用に供するものに限る。) の製造の用に供する焼結炉 (原料の処理能力が 1t/h 以上)		0.1	1
亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉 (原料の処理能力が 0.5t/h 以上)		1	10
アルミニウム合金の製造 (原料としてアルミニウムくず (当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。) を使用するものに限る。) の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉 (焙焼炉、乾燥炉 : 原料の処理能力が 0.5t/h 以上、溶解炉 : 容量が 1 t 以上)		1	5

注 : 既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉 (火格子面積が 2m² 以上、又は焼却能力 200 kg/h 以上) 及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

資料 : ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等 (環境省 HP)

(b) 水質基準対象施設

表 4.2.6-22 ダイオキシン類に係る排出基準（単位：pg-TEQ/L）

特定施設種類	排出基準
<ul style="list-style-type: none"> ・硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設 ・フロン類（CFC 及び HCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設 	10

※廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/L。

資料：ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等（環境省 HP）

c) 水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準

表 4.2.6-23 水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準

【健康項目】

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L ^{*1}
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L ^{*2*3}
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L ^{*4}
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L ^{*3}
	海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L ^{*5}
	海域 15mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L ^{*3}

備考

- *1 砒素及びその化合物についての規制基準は、昭和49年12月1日以前から湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用する旅館業（水質汚濁防止法）、公衆浴場（宮城県公害防止条例）、工場等（仙台市公害防止条例）については、当分の間適用しない。
- *2 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。
- *3 仙台市公害防止条例の排水基準は設定されていない。
- *4 1,1-ジクロロエチレンに係る仙台市公害防止条例の排水基準は、0.2mg/L
- *5 ふっ素に係る仙台市公害防止条例の排水基準は、15mg/L

（水質汚濁防止法 排水基準を定める省令 昭和46年6月21日総理府令第53号 改正平成24年5月23日環境省令第15号）
 （宮城県公害防止条例 公害防止条例施行規則 平成7年9月27日 改正平成20年2月15日規則第3号）
 （仙台市公害防止条例 仙台市公害防止条例施行規則 平成8年3月29日 仙台市規則第25号）

【生活環境項目】

項目	区分	水質汚濁防止法			宮城県公害 防止条例 50m ³ /日以上 25m ³ /日以上 *4	仙台市公害 防止条例 50m ³ /日以上 25m ³ /日以上 *4
		一般排水 基準	特別排水基準 *1*5			
			下水道整 備区域	その他の 区域		
排水		50m ³ /日以上	25m ³ /日以上			
pH (水素指数)	海域に排出する 場合	5.0～9.0	—	—	5.0～9.0	5.0～9.0
	海域以外に排出 する場合	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD (海域・湖沼以外の公共用水域に 排出する場合に適用)		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
COD (海域・湖沼に排出する場合に適 用)		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量	鉱油類	5	5	5	5	5
	動植物油 脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量		5	5	5	5	5
銅含有量		3	3	3	3	3
亜鉛含有量		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量		10	10	10	10	10
クロム含有量		2	2	2	2	2
大腸菌群数 (個/1cm ³)		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
窒素含有量*2		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	
燐含有量*3		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	

備考

- *1 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川のうどう溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25m³以上の特定事業場に適用されます。
- *2 青下ダム、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用されます。
- *3 青下ダム、大倉ダム、月山池、七北田ダム、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用されます。
- *4 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに*1の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25m³以上の事業場が規制対象となります。
- *5 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は、当該排出水の量が1日につき10m³以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となります。

(水質汚濁防止法 排水基準を定める省令 昭和46年6月21日総理府令第53号 改正平成24年5月23日環境省令第15号)
 (宮城県公害防止条例 公害防止条例施行規則 平成7年9月27日 改正平成20年2月15日規則第3号)
 (仙台市公害防止条例 仙台市公害防止条例施行規則 平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

d) 土壤汚染関係対象物質と基準

表 4. 2. 6-24 土壤汚染関係対象物質と基準

特定有害物質 (法第 2 条第 1 項)	土壤汚染対策法の指定基準 (法第 5 条第 1 項)		(参考) 環境基本法に基づく 土壤の汚染に係る環境基準 (銅を除く)		
	土壤含有量基準 (直接摂取によるリスク)	土壤溶出量基準 (地下水等の摂取によるリスク)			
揮発性有機化合物 (第 1 種特定有害物質)	四塩化炭素	-	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	-	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	-	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	-	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	ジクロロメタン	-	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	-	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	-	検液 1L につき 1mg 以下であること	検液 1L につき 1mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	-	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	-	検液 1L につき 0.03mg 以下であること	検液 1L につき 0.03mg 以下であること	
	ベンゼン	-	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
重金属等 (第 2 種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	土壤 1Kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1Kg につき 1mg 未満であること	
	六価クロム化合物	土壤 1Kg につき 250mg 以下であること	検液 1L につき 0.05mg 以下であること	検液 1L につき 0.05mg 以下であること	
	シアン化合物	遊離シアンとして土壤 1Kg につき 50mg 以下であること	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと	
	水銀及びその化合物	総水銀	土壤 1Kg につき 15mg 以下であること	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
		アルキル水銀		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
	セレン及びその化合物	土壤 1Kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	鉛及びその化合物	土壤 1Kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	砒素及びその化合物	土壤 1Kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、米 1Kg につき 15mg 未満であること	
	ふっ素及びその化合物	土壤 1Kg につき 4000mg 以下であること	検液 1L につき 0.8mg 以下であること	検液 1L につき 0.8mg 以下であること	
ほう素及びその化合物	土壤 1Kg につき 4000mg 以下であること	検液 1L につき 1mg 以下であること	検液 1L につき 1mg 以下であること		
農薬等 (第 3 種特定有害物質)	シマジン	-	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	
	チウラム	-	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
	チオベンカルブ	-	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
	PCB	-	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	-	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと	

(土壤汚染対策法 土壤汚染対策法施行規則 平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号 改正平成 23 年 7 月 8 日環境省令第 13 号)

e) 地下水採取規制

表 4.2.6-25 地下水採取規制

揚水設備の設置届出	<p>地下水採取規制地域内で、動力を用いて地下水を採取するための設備を新たに設置し、または既設の設備により新たに地下水を採取しようとする場合のうち、下記に該当する設備（工業用に供するものは工業用水法の規制を受けます。）が対象となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 吐出口の断面積が 6cm² を超える揚水設備 2. 同一敷地内に複数の揚水設備がある場合は、吐出口の断面積の合計が 6cm² を超える揚水設備 3. 建設工事等において、一時的に地下水を排除するために設置する揚水設備 <p>これらの設備を設置される場合には、事前（工事着工の 60 日前まで）に届出が必要で、上記③を除き原則として、下記の構造等基準に適合する揚水設備を設置することが必要である。</p>
揚水設備に係る構造等基準	吐出口の断面積が 21 c m ² 以下で、かつ、ストレーナーの位置が地表面下 300m以深であること。

(宮城県公害防止条例 昭和 46 年 3 月 18 日 宮城県条例第 12 号 改正平成 19 年 12 月 18 日条例第 102 号)

(宮城県公害防止条例施行規則 平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号 改正平成 20 年 2 月 15 日規則第 3 号)

f) 水質保全区域に係る規制

表 4.2.6-26 水質保全区域に係る規制

(広瀬川の清流を守る条例 水質保全区域に係る規制について)

排水水の規制基準	<ol style="list-style-type: none"> (1) TOC (全有機炭素) の排出濃度は、排出先 (区間) と排出量によって決まる。TOC は、BOD (生物化学的酸素要求量) と読み替える。 (2) 残留塩素は、0.1mg/リットル以下であること。 (3) 外観は、広瀬川の水を著しく変化させるような色または濁りのないこと。 (4) 温度は、広瀬川の水を著しく変化させるような排水温度でないこと。 (5) 臭気は、広瀬川の水に著しく臭気を帯びさせるような排水水でないこと。
----------	---

(広瀬川の清流を守る条例 広瀬川の清流を守る条例施行規則 昭和 51 年 4 月 8 日 仙台市規則第 26 号)

g) 騒音関係規制基準

表 4.2.6-27 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間	備考
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで	
第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び文教地区	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	学校等の周囲 50mの区域内 は、左の基準 から5デシベル を減じた値
第2種区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	
第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	
第4種区域 工業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	

注)

- (1) 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値である。
- (2) 近隣商業地域でその周囲が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあっては第2種区域の基準を、振動にあっては第1種区域の基準を適用する。
- (3) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあっては第2種区域を、振動にあっては第1種区域の基準を適用する。
- (4) 学校等とは、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設をいう。

(騒音規制法 昭和43年6月10日法律第98号 改正平成23年12月12日法律第122号)

(宮城県公害防止条例 公害防止条例施行規則平成7年9月27日 宮城県規則第79号 改正平成20年2月15日規則第3号)

(騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について 平成8年3月29日仙台市告示第185号 改正平成13年3月8日仙台市告示238号)

h) 振動関係規制基準

表 4.2.6-28 特定工場等に係る振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間	備考
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午前8時まで	
第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	60 デシベル	55 デシベル	学校等の周囲 50m の区域内は、左の 基準から5デシベル を減じた値
第2種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル	

注)

- (1) 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値である。
- (2) 近隣商業地域でその周囲が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあっては第2種区域の基準を、振動にあっては第1種区域の基準を適用する。
- (3) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあっては第2種区域を、振動にあっては第1種区域の基準を適用する。
- (4) 学校等とは、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設をいう。

(振動規制法 昭和51年6月10日法律第64号 改正平成23年12月14日法律第122号)

(宮城県公害防止条例 公害防止条例施行規則平成7年9月27日 宮城県規則第79号 改正平成20年2月15日規則第3号)

(振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について 平成8年3月29日仙台市告示第188号 改正平成13年3月8日仙台市告示239号)

(7) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

表 4.2.6-29 特定建設作業騒音の規制基準

規制種別	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	85 デシベル (敷地境界線)	
作業禁止時間	19 ⁰⁰ ～7 ⁰⁰	22 ⁰⁰ ～6 ⁰⁰
1 日あたりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業期間	連続 6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他休日	

第 1 号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の敷地の境界から 80m までの区域

第 2 号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 以外の地域

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省、建設省告示第 1 号 改定平成 12 年 3 月 28 日環境庁告示第 16 号)

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省/建設省告示第 1 号)別表第 1 号の規定により指定する区域について 平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 186 号)

表 4.2.6-30 特定建設作業振動の規制基準

規制種別	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	75 デシベル (敷地境界線)	
作業禁止時間	19 ⁰⁰ ～7 ⁰⁰	22 ⁰⁰ ～6 ⁰⁰
1 日あたりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業期間	連続 6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他休日	

第 1 号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の敷地の境界から 80m までの区域

第 2 号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 以外の地域

(振動規制法施行規則 昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号 改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

(振動規制法施行規則 (昭和 51 年総理府令第 58 号別表第 1 付表第 1 号の規定により、市長が指定する区域について 平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 189 号)

(8) 指定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

表 4.2.6-31 指定建設作業騒音の規制基準

規制種別	規制基準・内容
規制基準 (敷地境界線)	80 デシベル 75 デシベル (作業場所が学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートル以内の区域にある場合)
時間帯	表脚注のイの区域：午前七時～午後七時 表脚注のロの区域：午前六時から午後九時
一日当たりの発生時間	表脚注のイの区域：十時間 表脚注のロの区域：十四時間
発生する期間	連続して六日
発生する日	日曜日及び休日以外の日

イ：次のいずれかに該当する区域

(1) 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域（同法第八条第一項第一号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域を除く。）の区域

(2) (1)の工業地域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲八十メートル以内の区域

ロ：イ(1)の工業地域のうち、イ(2)の区域以外の区域

(仙台市公害防止条例 仙台市公害防止条例施行規則 平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

表 4.2.6-32 指定建設作業振動の規制基準

規制種別	規制基準・内容
規制基準 (敷地境界線)	75 デシベル 70 デシベル (作業場所が学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートル以内の区域にある場合)
時間帯	表脚注のイの区域：午前七時～午後七時 表脚注のロの区域：午前六時から午後九時
一日当たりの発生時間	表脚注のイの区域：十時間 表脚注のロの区域：十四時間
発生する期間	連続して六日
発生する日	日曜日及び休日以外の日

イ：次のいずれかに該当する区域

(1) 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域（同法第八条第一項第一号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域を除く。）の区域

(2) (1)の工業地域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲八十メートル以内の区域

ロ：イ(1)の工業地域のうち、イ(2)の区域以外の区域

(仙台市公害防止条例 仙台市公害防止条例施行規則 平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

(9) 災害防止に関する指定地域等の状況等

概況調査範囲、事業計画地ともに、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所は指定されていない。

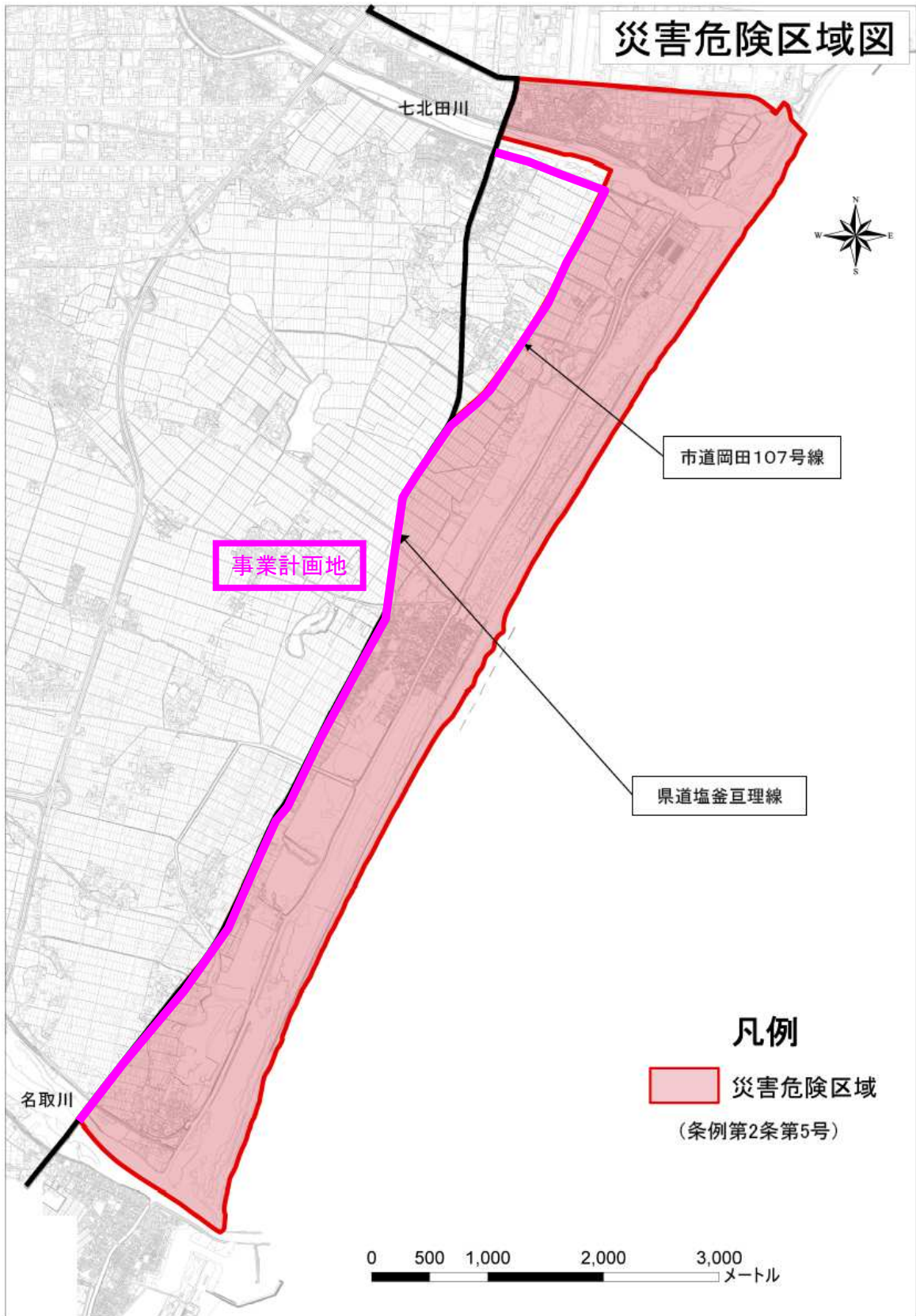
災害危険区域については、仙台市宮城野区と若林区の海浜部が災害危険区域の指定を受けている。また名取市においても、海浜部の災害危険区域の指定手続きが進められている。

また、土砂災害警戒区域が、仙台市宮城野区燕沢に存在する。

事業計画地は災害危険区域に隣接する。

表 4.2.6-33 災害防止に関する指定地域等の状況等

関係法令	概況調査範囲	事業計画地
砂防指定地 砂防法(明治30年法律第29号 改正平成22年3月31日法律第20号) 砂防指定地等管理条例(平成15年3月20日宮城県条例第42号)	指定地域はない	指定地域はない
急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号 改正平成17年7月6日法律第82号)	指定地域はない	指定地域はない
地すべり危険箇所 地すべり等防止法(昭和33年3月31日法律第30号 改正平成24年6月27日法律第42号)	指定地域はない	指定地域はない
災害危険区域 建築基準法第39条第1項(昭和25年5月24日法律第201号 改正平成24年8月22日法律第67号) 仙台市災害危険区域条例(昭和49年12月19日条例49号 改正平成23年12月16日) (名取市は条例制定手続き中及び指定手続き中)	仙台市宮城野区岡田、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生、中野、港一丁目、港二丁目、仙台市若林区荒浜、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、井土、種次、藤塚、二木 名取市下増田字屋敷、字台林、字広浦、字北原東、杉ヶ袋字金洗	仙台市主要地方道塩釜亘理線及び市道岡田107号線東部の指定地域が事業計画地に隣接している。
土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律第6条第1項(平成12年5月8日法律第57号 改正平成22年11月25日法律第52号)	仙台市宮城野区燕沢、東仙台	指定地域はない



資料：仙台市災害危険区域条例の改正及び沿岸部の災害危険区域の指定について
 (平成 23 年 12 月 都市整備局建築指導課構造監理係)

図 4.2.6-8 仙台市災害危険区域



資料：災害危険区域の指定について（平成 24 年 8 月名取市復興まちづくり課）

図 4.2.6-9 名取市災害危険区域（案）（平成 24 年 8 月現在）

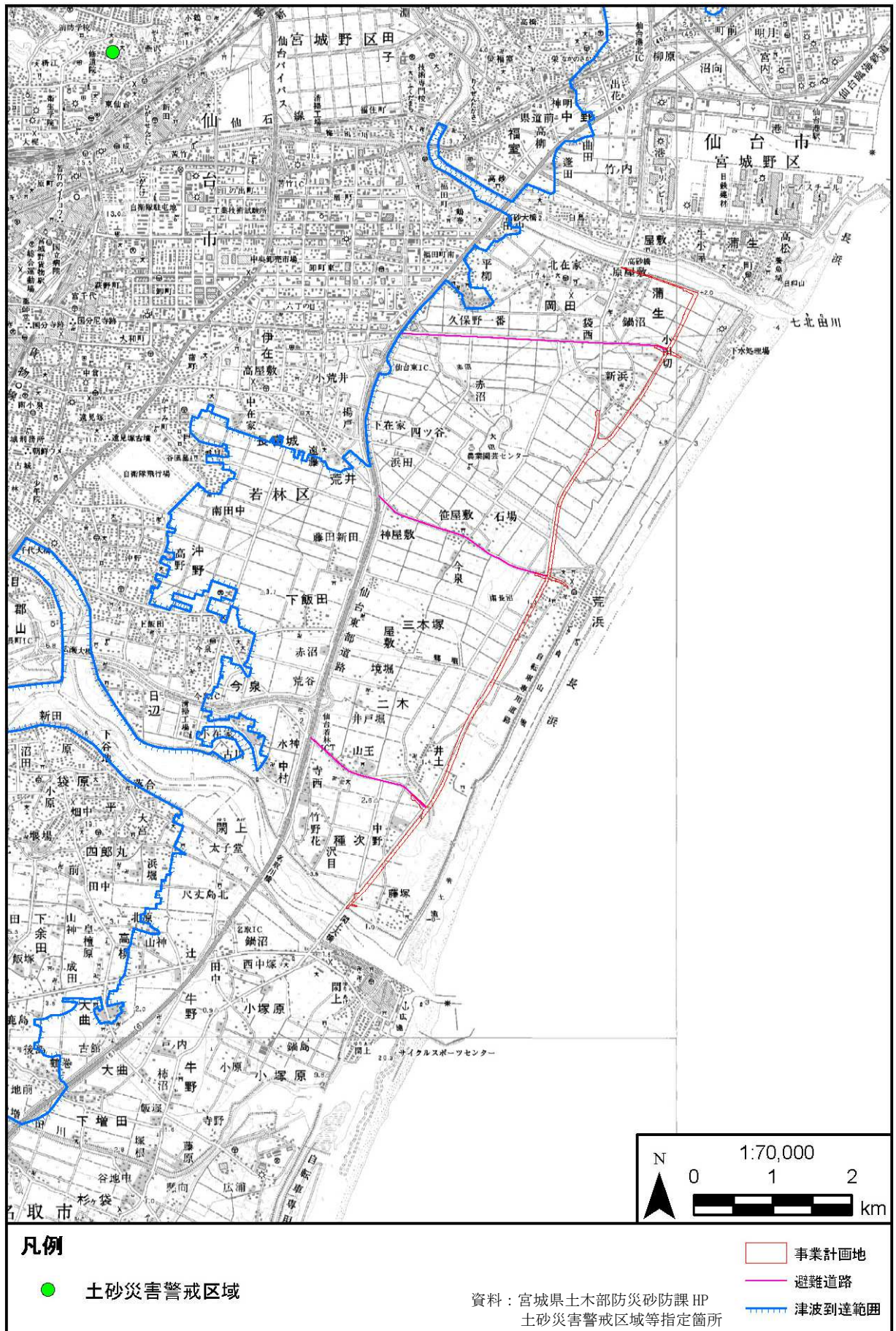


図 4.2.6-10 土砂災害警戒区域

2) 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

地域の環境基本計画等は、下表のとおりである。

表 4.2.6-34 (1/2) 行政計画・方針等の状況

行政計画	計画期間等	改定状況	備考
1) 宮城県環境基本計画 (平成 18 年 3 月 宮城県)	平成 18 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	—	
2) 杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画) (平成 23 年 3 月 仙台市環境局環境部環境企画課)	平成 23 年度～ 平成 32 年度	平成 22 年度改訂 済み	
3) 仙台市基本構想・基本計画 (平成 23 年 3 月 仙台市総務企画局企画部企画調整課)	平成 23 年度～ 平成 32 年度	—	
4) 仙台市都市計画マスタープラン (平成 24 年 4 月 仙台市都市整備局計画部都市計画課)	平成 24 年度～ 平成 32 年度	—	
5) 仙台市「杜の都」景観計画 (平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局計画部都市景観課)	—	—	
6) 仙台市みどりの基本計画 (平成 24 年 7 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)	平成 24 年～ 平成 32 年	—	
7) 新・仙台市環境行動計画[第 6 版] [改訂版] (平成 22 年 3 月 仙台市)	—	—	
8) 仙台市震災復興基本方針 (平成 23 年 4 月 仙台市復興事業局震災復興室)	平成 23 年 4 月～	—	
9) 仙台市震災復興ビジョン(仙台市震災復興計画素案) (平成 23 年 5 月 仙台市震災復興本部)	平成 23 年度～ 平成 27 年度	—	
10) 仙台市震災復興計画 (平成 23 年 11 月 仙台市復興事業局震災復興室)	平成 23 年度～ 平成 27 年度	—	
11) 仙台市復興整備計画 (平成 24 年 7 月 仙台市・宮城県)	平成 24 年度～ 平成 27 年度	—	
12) 仙台市実施計画 (平成 24 年 3 月 仙台市)	平成 24 年度～ 平成 27 年度	—	

表 4.2.6-34 (2/2) 行政計画・方針等の状況

行政計画	計画期間等	改定状況	備考
13) 名取市環境基本計画 (平成 15 年 3 月 名取市)	平成 15 年度～ 平成 24 年度	—	
14) 名取市第四次国土利用計画 (平成 22 年 11 月 名取市政策企画課)	平成 23 年度～ 平成 32 年度	—	
15) 名取市第五次長期総合計画 (平成 22 年 11 月 名取市政策企画課)	平成 23 年度～ 平成 32 年度	—	
16) 名取市震災復興計画 (平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室)	平成 23 年度～ 平成 29 年度	—	
17) 名取市復興整備計画 (平成 24 年 3 月 名取市・宮城県)	平成 23 年度～ 平成 29 年度	第一回変更	

(1) 宮城県環境基本計画（平成 18 年 3 月 宮城県）

宮城県環境基本計画は、環境基本条例（平成 7 年宮城県条例第 16 号）第 9 条に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。

また、県の目指す環境及び社会の将来像を明らかにして、その実現に向けた県民、事業者、行政等地域社会を構成するすべての主体が共通の認識のもとに、環境の保全及び創造に取り組むための基本的方向性を示したものである。

なお、環境基本条例において、人と自然が共生できる県土、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な県土、地球環境の保全の推進の 3 つの基本理念が掲げられている。

さらに新しい宮城づくりの基軸として福祉、環境及び教育を掲げた宮城県総合計画の個別計画としてだけでなく、環境分野の個別計画に施策の基本的方向を与えるものとして位置づけられる。

したがって、地球温暖化対策、廃棄物対策等の分野別の具体的な施策、目標等は、これらの個別計画において定めることになり、これらの個別計画は宮城県環境基本計画の実施計画となるものである。

また、国の環境政策上の地域計画としての役割も期待されている。

本事業では、環境への負荷の少ない持続的な発展など、宮城県環境基本条例の基本理念を踏まえた居住環境づくりなど、事業計画への反映を検討していくものとする。

(2) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）（平成 23 年 3 月 仙台市環境局環境部環境企画課）

a) 環境都市像と環境施策展開の方向

「環境都市像」（「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台－杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへ）を具現化するため、対処すべき重要な環境課題、進めていくべき政策の分野という観点から「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の 4 つの分野別の環境都市像と良好な環境を支える仕組みづくり・人づくりを展開するものとしている。

表 4.2.6-35 環境施策の概要と環境施策展開の方向

環境施策の概要	環境施策展開の方向
<p>「低炭素都市」仙台</p>	<p>私たちの生存基盤である環境が地球の循環系の一部であるということを強く認識し、唯一無二のこの美しい地球における生態系という最も重要なシステムが将来にわたって健全に維持され続けるよう、特に、世界共通の喫緊かつ重要な課題である地球温暖化防止、低炭素社会の構築への強力な取り組みを推進する観点から、主体的に責任を果たし、他をリードしうる「低炭素都市」の実現を目指します。</p>
<p>「資源循環都市」仙台</p>	<p>物を大切に使う行動がしっかりと実践され、また、排出されたごみについてはリサイクルが効率的に行なわれているなど、生産・流通・消費・廃棄というライフサイクルの各段階を通じて 3R スリーアールの取り組みが定着するとともに、地域の中で資源や物が循環し、それが地域経済やコミュニティなどの活性化にもつながる、「資源循環都市」の実現を目指します。</p>
<p>「自然共生都市」仙台</p>	<p>奥羽山脈から太平洋まで続く中に、豊かな自然や里山、田園に囲まれているという「杜の都」の基本構造の維持と、そこに存在し、守られてきた都市の自然システムの最大限の尊重とによって、地形的、気象的条件等から多様な生物種に恵まれた本市の自然特性が将来にわたって保持される「自然共生都市」の実現を目指します。</p>
<p>「快適環境都市」仙台</p>	<p>様々な環境リスクを予防的に回避し、健康で安全・安心な暮らしの基盤を確保するとともに、先人から引き継いできた豊かな自然資源や歴史的・文化的資産を大切に、これらによって形成されている美しい景観などに一層の磨きをかけ、より質が高く魅力にあふれる「快適環境都市」の実現を目指します。</p>
<p>良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり</p>	<p>環境の保全と創造に関わるあらゆる主体が、その責任と役割に応じて、積極的に環境配慮行動を実践することができるよう、引き続き、必要な普及啓発を積極的に進め、私たち一人一人の環境への感受性と意識を高め、これによって都市の持続可能性を高めます。</p> <p>そして、環境の保全と創造が効果的に推進されるため、皆が環境に関する理念を共有し、制度や仕組みを理解したうえで活動し、かつ、各々が当たり前のように効果的な環境行動を実践していけるよう、社会経済の制度や仕組みを環境配慮の視点を十分に組み込む形に見直します。また、人づくりはすべてにつながる基礎であることから、環境教育・学習の更なる広がりや充実を図り、市民協働により推進します。</p> <p>更に、環境づくりに関する人的交流や情報交流を進め、本市内のみならず、国内の他地域や海外諸都市などとの連携を通じて、広い視野で持続可能な社会づくりを推進します。</p>

資料：杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画） 平成 23 年 3 月 仙台市環境局環境部環境企画課

b) 土地利用における環境配慮指針

土地利用における環境配慮の指針では、地形や自然特性、現在の土地利用の状況などを踏まえ、山地地域、西部丘陵地・田園地域、市街地地域、東部田園地域、海浜地域の5つの地域に大別し、各々の地域における基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項などの基本的な指針を示している。調査地域は市街地地域、東部田園地域、海浜地域に属し、事業計画地は東部田園地域に属する。

表 4.2.6-36 土地利用における環境配慮の指針

	環境配慮の指針
市街地地域	<p>(1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</p> <p>(2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性の向上、外壁・舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。</p> <p>(3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。</p> <p>(4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3R^{スリーアール}の取り組みを進める。</p> <p>(5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ（生物の生息・生育空間）づくりに努める。</p> <p>(6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるように努める。</p> <p>(7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善により、雨水の有効利用に努める。</p> <p>(8) 健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が五感で感じる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。</p>
東部田園地域	<p>(1) 水田は気候の緩和機能や保水機能などを有することから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。</p> <p>(2) 未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。</p> <p>(3) 環境にやさしい農業（土づくりと化学肥料・化学農薬の低減）により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。</p> <p>(4) 食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。</p> <p>(5) 澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、広大な田園、居久根に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。</p> <p>(6) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。</p> <p>(7) 生態系を保全する活動の担い手としての市民・NPO等の積極的な参加や自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。</p>
海浜地域	<p>(1) 多様な生物が生息する干潟や希少な生物の生息地を含む、本市の豊かな生態系を支える極めて重要な地域であり、砂浜や干潟の環境を人工的に創造・再生することは極めて困難であることも踏まえ、この地域は保全を図ることを原則とし、必要に応じ、その可能性を見極めながら再生の手立てを検討する。</p> <p>(2) 水の量や流れの改変、極端な冷温水の排水などを回避する。</p> <p>(3) 自然と人のふれあいの場として活用を図る場合は、それによる環境影響が最小になるよう努める。</p> <p>(4) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。</p> <p>(5) 生態系を保全する活動の担い手としての市民・NPO等の積極的な参加や自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。</p>

資料：杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画） 平成23年3月 仙台市環境局環境部環境企画課

c) 開発事業等における段階別の環境配慮の指針

開発事業者等を実施する際の環境負荷の低減のため、企画段階では、前節の土地利用の配慮の指針などに沿って立地を検討し、計画段階では環境負荷を低減させるための施設配置等を検討、実施段階では、適切な工法の選択、維持管理の実施など、開発の各段階（企画段階・計画段階・実施段階以降）での配慮の指針を示す。それぞれの段階において適切な環境への配慮を行うことによって、環境への影響を最小限にすることはもとより、維持管理や環境負荷対策の効率化等の効果を図ることができる。

以下では、それぞれの段階で環境に配慮が求められる一般的な例を示すものであり、土地利用における配慮の指針と同様に、実際の開発事業においては、個々の事業やケースごとに、事業の性質や内容に応じた形で具体的に環境配慮の内容が検討されることが必要であり、適切な段階に適切な環境配慮が行われることが期待される。

表 4.2.6-37 開発事業等における段階別の環境配慮の指針

	環境配慮の指針
企画段階	<p>(1) 植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。</p> <p>(2) 市の基本計画、都市計画の方針、前節の「土地利用における地域別の環境配慮指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。</p> <p>(3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、更に環境負荷を増大させるような立地は回避する。</p> <p>(4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。</p> <p>(5) コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</p> <p>(6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。</p> <p>(7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</p>
計画段階	<p>(1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。</p> <p>(2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。</p> <p>(3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。</p> <p>(4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。</p> <p>(5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。</p> <p>(6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、できる限り、元の環境と同等以上の水準が確保されるよう努める。</p> <p>(7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。</p> <p>(8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。</p> <p>(9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。</p> <p>(10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。</p> <p>(11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。</p> <p>(12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</p>
実施段階以降	<p>(1) 工事用の車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。</p> <p>(2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。</p> <p>(3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や 3 R ^{スリーアール} に取り組む。</p> <p>(4) 緑地等の適切な維持管理を行う。</p> <p>(5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。</p>

注) 企画段階：立地の選定など事業の構想や企画立案の段階

計画段階：事業計画を詳細にする段階

実施段階以降：工事を実施する段階及びその後の事業の運営を行う段階

資料：杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画） 平成 23 年 3 月 仙台市環境局環境部環境企画課

(3) 仙台市基本構想・基本計画（平成 23 年 5 月 仙台市総務企画局企画部企画調整課）

a) 将来の姿

仙台市基本構想・基本計画では、仙台が、さまざまな市民力に支えられながら、誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、「ひとが輝く杜の都」であるため、仙台がこれまで育んできた都市個性を発展させた以下の 4 つの都市像を目指すべき将来の姿として掲げている。

「未来を育み創造する学びの都」

ー未来につなぐ多様な価値や個性を創り続ける輝く学都ー

- ・学びの場にあふれ、生涯にわたり楽しく学ぶことで市民力が広がり、一人ひとりの心の豊かさにつながるまち
- ・世界中から人材や情報が集まり、知的資源の集積と交流から新たな価値を生み出すまち
- ・未来を担う子どもや若者が学びを通じて心豊かに成長し、社会に羽ばたく力を伸ばすまち
- ・城下町の歴史的資産や伝統のもとに、創造的な文化風土を育み、世界性を持つ都市の個性が息づくまち

「支え合う健やかな共生の都」

ーやすらぎに満ち、心豊かな暮らしを支える安心・健康都市ー

- ・誰もが健やかに生涯にわたって生きがいを持ち、自立して豊かな生活を送ることができるまち
- ・安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもたちが健やかに育つことを社会全体で応援するまち
- ・すべての市民が人間の尊厳を大切に、多様性を認め合いながら、能力を発揮することができること、一人ひとりが尊重されるまち
- ・災害への十分な備えがなされ、互いに支え合い、安全に安心して暮らすことができるまち

「自然と調和し持続可能な潤いの都」

ー低炭素型の都市システムを持ち、魅力的で暮らしやすい杜の都ー

- ・環境負荷の小さい都市の構造を持ち、市民生活や経済活動の中に低炭素・資源循環の仕組みが備わるまち
- ・公共交通を中心とした利便性の高い交通体系のもと、郊外の良好な生活環境を維持しながら都心や拠点に高度な機能を集約した、誰もが快適に暮らし活動できるまち
- ・多様な生態系や潤いと恵みに満ちた豊かな自然に包まれ、緑と水のネットワークや杜の都の文化風土を継承する個性的な都市景観がやすらぎを醸し出す美しいまち
- ・里山や田園が保全活用され、農林業の多面的な機能を都市の力に生かすまち

「東北を支え広く交流する活力の都」

—魅力と活力にあふれ、世界とつながる中枢都市—

- ・活力に満ちた産業活動が展開され、多様な雇用の機会を創り出すまち
- ・産学官民の連携により付加価値の高い産業が広がり、創造的な人材をひきつけるまち
- ・多彩で独自性のある都市の魅力が創られ、賑わいと活力に満ちたまち
- ・高次の都市機能を持ち、アジアをはじめとした世界と交流し、東北の自立的発展を支えるまち

b) 区別計画

宮城野区の圏域は、都心および周辺地域、丘陵住宅地域、北部住宅・田園地域、東部住宅・産業・田園地域に区分され、事業計画地は東部住宅・産業・田園地域に位置する。

若林区の圏域は、都心および周辺地域、郊外住宅地域、産業・交流地域、田園・海浜地域に区分され、事業計画地は郊外住宅地域に位置している。

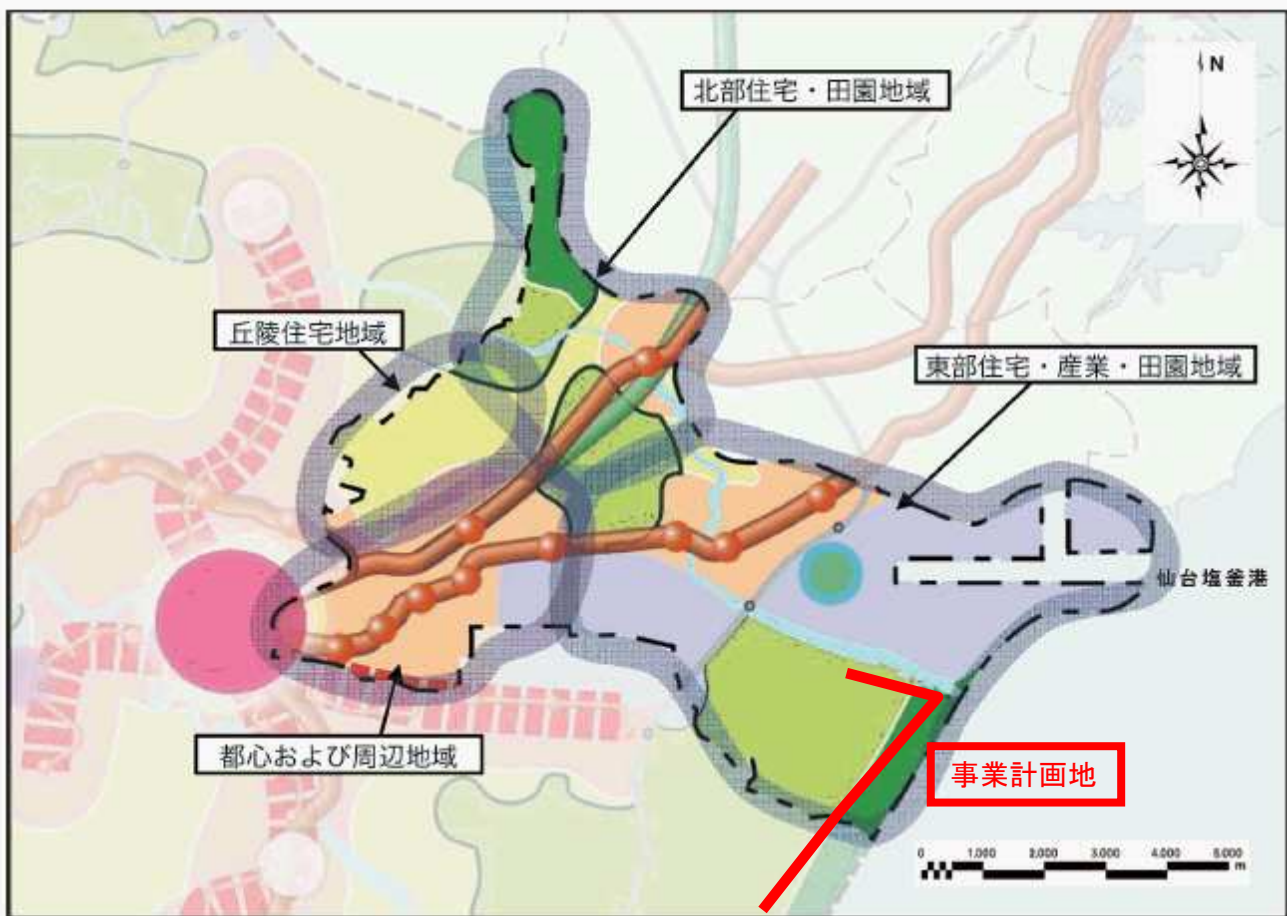
表 4. 2. 6-38 (1/2) 施策の基本方向

地域名	特性と動向	主な施策の基本方向
宮城野区東部住宅・産業・田園地域	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな田園と蒲生干潟などの自然豊かな海岸が広がる。 ・仙台塩釜港および背後地周辺では港湾の整備と連携した産業振興・流通の拠点形成を促進するための基盤整備が進んでいる。 ・JR仙石線の駅周辺において、土地区画整理事業などの実施により市街地形成が進み、若い世代が転入などにより増加している。 ・扇町・日の出町地区は、若林区の卸町・六丁の目地区と一体となって、流通・産業地域を形成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台港背後地土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内にある高砂中央公園や近隣公園の整備を実施する。 ・仙台塩釜港および周辺地区の物流・交流機能の強化に向け、(仮称) 仙台港インターチェンジの整備を促進するとともに、アクセス道路の整備を推進する。 ・市道の交差点改良や踏切改良等、歩行者などの道路利用者の安全対策を実施する。 ・蒲生干潟などの海岸線や、貞山運河などにおいてサイクリングロードを生かした水辺環境の創出を図る。 ・津波に対する取り組みを、地域住民、関係機関と連携して進める。 ・西原地区等において、ポンプ場建設などによる雨水対策事業の推進を図る。

表 4. 2. 6-38 (2/2) 施策の基本方向

地域名	特性と動向	主な施策の基本方向
若林区郊外住宅地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都心および周辺地域の東部から国道4号を挟んで低層戸建を主とする住宅地が広がり、幹線道路沿いに中高層の集合住宅や業務ビルが立地する。 ・地下鉄東西線の（仮称）荒井駅周辺地区においては、周辺の田園環境を生かし、多様な魅力を持った東部地域の中心となる新しい街の形成が期待されている。 ・近年は区画整理事業による市街地整備がなされた荒井地区等で人口が増加する一方、古くからの住宅地がある既成市街地では高齢化が進行している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場の整備やバスの結節などにより地下鉄東西線等の鉄道へのアクセス性を高め、生活圏域における公共交通の利便性の向上を図る。 ・地域における小売業・サービス業の機能を維持するため、地域のまちづくりと一体化した商店会などの取り組みを支援する。 ・建築物等の耐震化と不燃化を促すとともに、豪雨時の雨水排水対策などを進める。また、地域共助による災害時要援護者への支援を促すなど、地域と行政が連携して災害発生時の被害を減じるための取り組みを進める。 ・保育需要に適切に対応するために保育サービスの充実を図るほか、地域の創意を生かし、地域と共に安心して子育てができる環境づくりを進める。 ・新市街地の整備による居住者の増加に対応して、地域による新たなコミュニティ形成の取り組みを支援し、東部地域の核となる新しいまちの形成を図る。
太白区名取川右岸地域	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の形成が、水害の心配される名取川下流域の低い土地にも進んでいる。 ・幹線道路や南仙台駅周辺を中心に、市街地開発により商業施設の集積が進んでいる。 ・市街地の分断および交通渋滞の解消に向け、南仙台駅を結節拠点とした交通体系の構築と幹線道路および生活道路などの整備を求める声が多くある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水排水施設の整備を図り、浸水に対する地域全体の防災力を高める。 ・安心して子育てができるよう、地域で見守り、支援していく環境づくりを進める。 ・柳生和紙の紙漉などの区内の伝統文化や自然、歴史的資源を活用し、子どもたちの地域理解を進めるとともに、地域への愛着を涵養する。 ・幹線道路の整備を進め、南仙台駅を結節点とした交通体系の構築などを図る。 ・住み始めた時期の異なる住民同士の交流や子どもから高齢者までの幅広い世代間の交流の機会づくりを促進するとともに、地域活動への支援を通じ、地域の活性化を図る。

資料：仙台市基本構想・基本計画（平成23年5月 仙台市総務企画局企画部企画調整課）



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点（泉中央地区・長町地区）		鉄道在来線
	市街地ゾーン 鉄道沿線区域		都市軸 （地下鉄南北線沿線・東西線沿線）		地下鉄（南北・東西線）
					郊外区域
	工業・流通・研究区域		機能拠点 国際学術文化交流拠点 （青葉山周辺地区）		行政界・区界

資料：仙台市基本構想・基本計画（平成23年5月 仙台市総務企画局企画部企画調整課）

図 4.2.6-11 宮城野区の地域区分図



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点 (泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線
	市街地ゾーン		都市軸 (地下鉄南北線沿線・東西線沿線)		地下鉄 (南北・東西線)
					郊外区域
	工業・流通・研究区域		国際経済流通拠点 (仙台塩釜港周辺地区)		行政界・区界
			国際学術文化交流拠点 (青葉山周辺地区)		

資料：仙台市基本構想・基本計画（平成23年5月 仙台市企画調整局政策部総合計画課）

図 4.2.6-12 若林区の地域区分図



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線		
	集落・里山・田圃ゾーン		広域拠点 (泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線		
	市街地ゾーン		都市軸 (地下鉄南北線沿線・東西線沿線)		地下鉄 (南北・東西線)		
							鉄道沿線区域
							郊外区域
	工業・流通・研究区域		機能拠点		自動車専用道路		
			国際経済流通拠点 (仙台空港周辺地区)		行政界・区界		
			国際学術文化交流拠点 (青葉山周辺地区)				

資料：仙台市基本構想・基本計画（平成 23 年 5 月 仙台市企画調整局政策部総合計画課）

図 4.2.6-13 太白区の地域区分図

(4) 仙台市都市計画マスタープラン(平成 24 年 3 月改定 仙台市都市整備局計画部都市計画課)

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項）並びに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第 6 条の 2）に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は、本方針に基づいて行っていくものとしている。

土地利用の方針図を図 4.2.6-8 に示す。事業計画地は、集落・里山・田園ゾーンとなっている。

表 4.2.6-39(1/2) 土地利用の基本方針及び都心、拠点、都市軸形成の方針

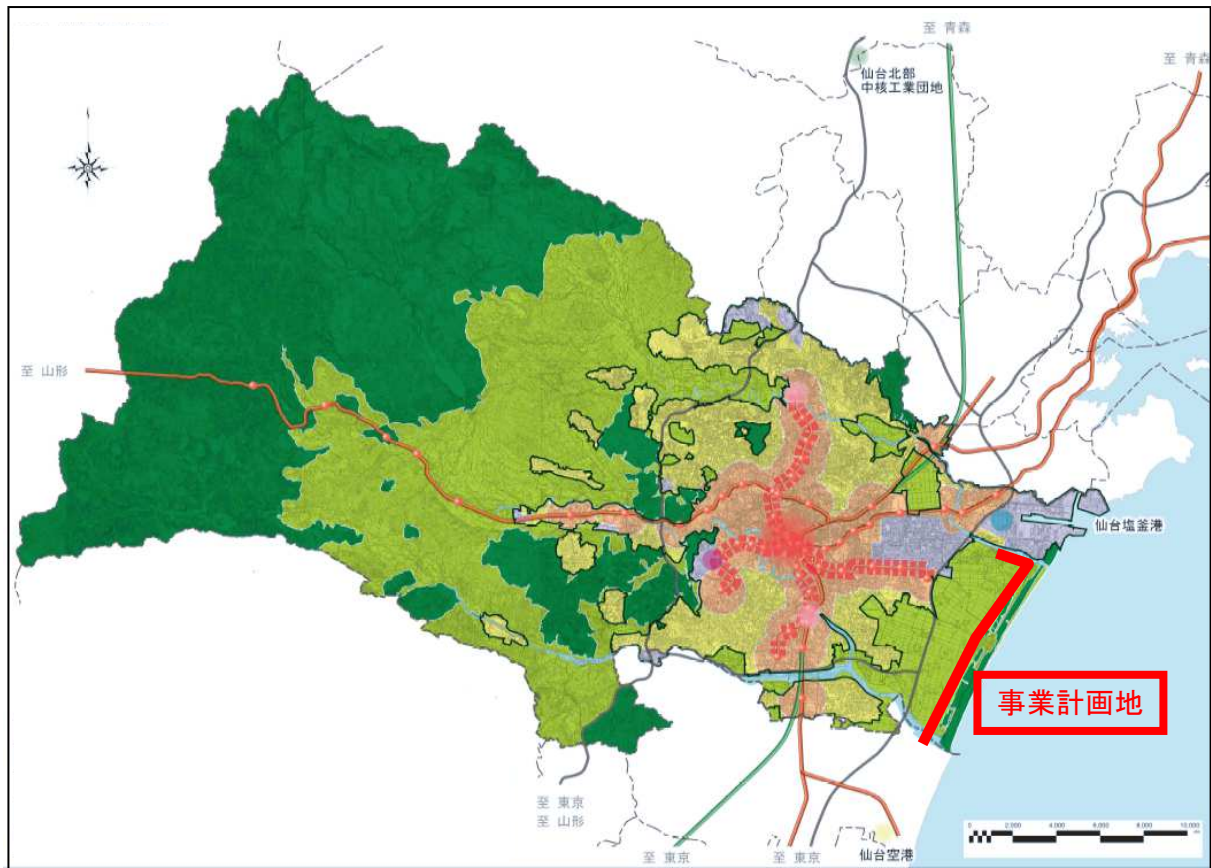
ゾーン、都心、拠点及び都市軸		基本方針など			
土地利用の基本方針	自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生する。			
	集落・里山・田園ゾーン	<p>自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。</p> <p>土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。</p> <p>里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。</p> <p>田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。</p>			
	市街地ゾーン	<p>市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の 3 つに区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。</p> <p>豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する。</p>			
		<table border="1"> <tr> <td>鉄道沿線区域</td> <td> <p>交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積する。</p> <p>また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。</p> </td> </tr> <tr> <td>工業・流通・研究区域</td> <td> <p>将来的な動向なども踏まえ、それぞれの機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積とともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積する。</p> <p>また、大震災への備えとしての防災機能を高めるため、都市全体としての流通・業務機能の強化を進める。</p> </td> </tr> </table>	鉄道沿線区域	<p>交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積する。</p> <p>また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。</p>	工業・流通・研究区域
鉄道沿線区域	<p>交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積する。</p> <p>また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。</p>				
工業・流通・研究区域	<p>将来的な動向なども踏まえ、それぞれの機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積とともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積する。</p> <p>また、大震災への備えとしての防災機能を高めるため、都市全体としての流通・業務機能の強化を進める。</p>				

資料：都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月 仙台市都市整備局計画部都市計画課）

表 4.2.6-39 (2/2) 土地利用の基本方針及び都心、拠点、都市軸形成の方針

ゾーン、都心、拠点及び都市軸		基本方針など	
土地利用の基本方針	市街地ゾーン	郊外区域	<p>市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図る。</p> <p>特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。</p> <p>また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。</p>
	都心	<p>東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能を強化・拡充する。</p> <p>また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。</p>	
都心、拠点、都市軸形成の方針	拠点	<p>都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点及び機能拠点を次のように配置する。</p>	
		広域拠点	<p>泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。</p>
		機能拠点	<p>仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。</p>
	都市軸	<p>東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。</p> <p>また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、「都市軸」への移転を推進する。</p>	
	東西都市軸	<p>地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。</p>	
	南北都市軸	<p>都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。</p>	

資料：都市計画マスタープラン（平成24年3月 仙台市都市整備局計画部都市計画課）



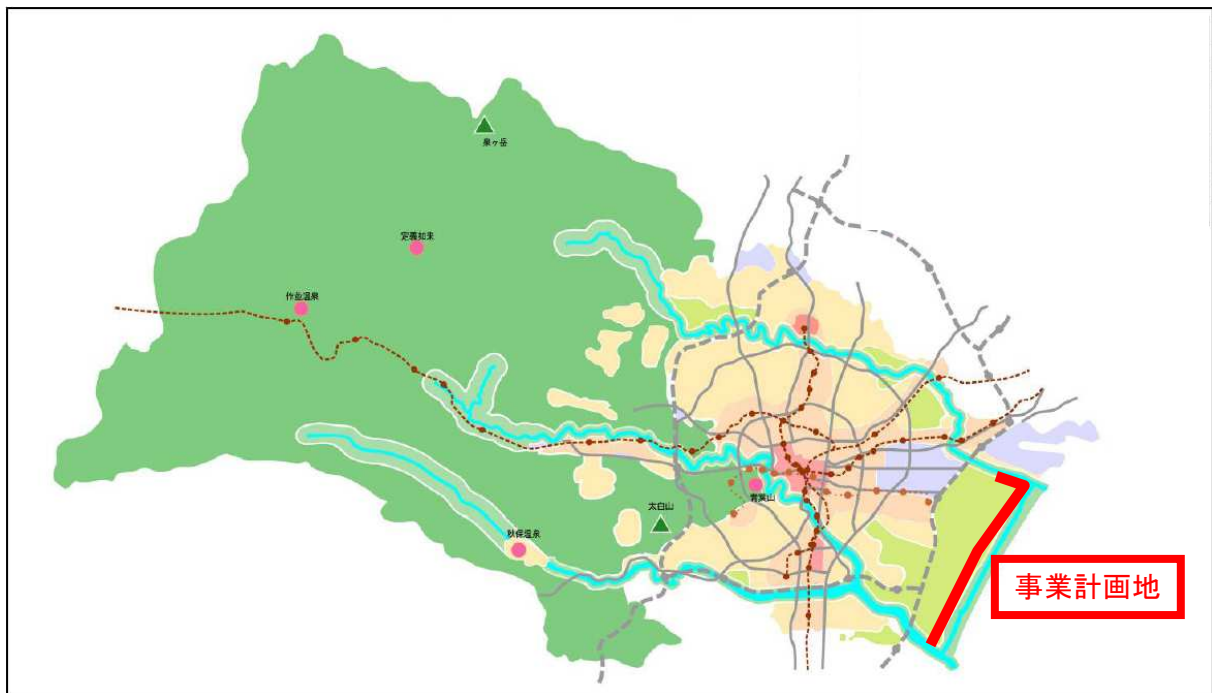
	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線		
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点(泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線		
	市街地ゾーン		機能拠点			国際経済流通拠点(仙台塩釜港周辺地区)	地下鉄(東西・南北線)
						学術文化交流拠点(青葉山周辺地区)	自動車専用道路
	郊外区域		都市軸(地下鉄東西線沿線・南北線沿線)		行政界(市域界)		

資料：都市計画マスタープラン（平成24年3月 仙台市都市整備局計画部都市計画課）

図 4.2.6-14 土地利用方針図

(5) 仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局計画部都市景観課）

「仙台」は「杜の都」と呼ばれ、広瀬川沿いの緑豊かな環境と市街地を含む丘陵、定禅寺通と青葉通のケヤキ並木など、自然の恵沢とそれらと相まった都市の風景が魅力である。こうした姿は、伊達政宗公による屋敷林の奨励以来、戦後復興のまちづくり等を経て積み上げられてきたものであり、「杜の都の環境をつくる条例」や「広瀬川の清流を守る条例」、さらには「杜の都の風土を育む景観条例」をはじめとする自主条例による枠組みを、より実効性の高い施策として展開し、仙台の伝統と個性を誰もが実感できる都市の創生を図るものであり、市民・事業者・行政との協調と連携による風格ある「杜の都」の景観形成を進めていくもので、平成 21 年 3 月に策定された。事業計画地は、田園地ゾーンに位置している。



凡		例	
自然景観	山並み緑地ゾーン	■ ■ ■ ■	軌道系交通機関
	河川・海岸地ゾーン	● ● ● ●	東西線計画路線
	田園地ゾーン	■ ■ ■ ■	自動車専用道路
市街地景観	商業業務地ゾーン	——	主要幹線道路
	沿線市街地ゾーン	——	河川
	郊外住宅地ゾーン		
	流通業務地ゾーン		
	行楽地ゾーン		

資料：仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局計画部都市景観課）

図 4.2.6-15 景観計画におけるゾーン

表 4.2.6-40 景観計画区域における景観形成の方針

景観特性	ゾーン名称	ゾーン特性
自然景観	山並み緑地ゾーン	奥羽山系から市街地西部に広がる山並み・丘陵地等からなる地域で、奥山の自然公園や里山の中山間地域を含む広大な自然緑地ゾーン
	河川・海岸地ゾーン	奥羽山系から太平洋に悠々と流れる七北田川・広瀬川・名取川の河川沿いと海岸の貞山運河沿いからなる雄大な水系ゾーン
	田園地ゾーン	仙台平野に広がる穀倉地帯と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン
市街地景観	商業業務地ゾーン	交流拠点となる仙台駅を中心とする都心部と泉中央・長町等の広域拠点からなる商業業務地ゾーン
	沿線市街地ゾーン	地下鉄や JR などの南北・東西交通軸上、旧街道沿いを含む沿線上などに広がる住宅・商業等の複合用途からなる市街地ゾーン
	郊外住宅地ゾーン	ニュータウン開発等により市街地外縁部の郊外地域に広がる住宅地ゾーン
	流通業務地ゾーン	市街地東部の工業団地・卸町・仙台港周辺地域と、東北縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域等からなる流通業務地ゾーン
	行楽地ゾーン	仙台城跡や山間の秋保・作並等の温泉地と定義如来等の自然と調和した風景を楽しめる行楽地ゾーン

資料：仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局都市景観課）

表 4.2.6-41 景観形成の方針（田園地ゾーン）

<ul style="list-style-type: none"> ● 広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る ● 田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る ● 遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
<ul style="list-style-type: none"> ■ 六郷、七郷、根白石、岩切、田子等広がり、まとまりのある田園地帯を形成維持し緑豊かな田園景観とする。 ■ 岡田、上飯田、野村、根白石等まとまった居久根のある農村独特の田園風景を原風景として維持する。 ■ 仙台東部地区等は、蔵王等の山並みや丘陵地景観、市街地の街並みが眺望できる広がりのある田園を保全する。 ■ 田園地帯にある大沼、南長沼等の沼や七郷堀等の流れの景観を保全する。

資料：仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局都市景観課）

表 4.2.6-42 建築物等に対する方針（田園地ゾーン）

- 田園景観や農村集落景観との調和に配慮する建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。
- 伝統文化を継承する居久根との調和に配慮する建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。
- 田園地に突き立つ塔類や建築物等は、遠方の蔵王や太白山、泉ヶ岳、七ツ森などの眺望景観に配慮する形態・意匠、色彩、高さ等とする。

資料：仙台市「杜の都」景観計画（平成21年3月 仙台市都市整備局都市景観課）

(6) 仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜企画課）

仙台市緑の基本計画は、前計画「仙台グリーンプラン 21」を踏まえ、社会状況の変化、東日本大震災からの復興、生物多様性を支える自然環境の保全、新たな都市構造に対応した質の高い緑あふれる都市空間の形成、市民や事業者が主体となる緑のまちづくりの促進を重要な課題ととらえ、これまでの施策を見直し、東部地域の緑の再生及びより緑豊かな都市づくりの推進を目的として策定された。

表 4.2.6-43(1/2) 仙台市みどりの基本計画の概要

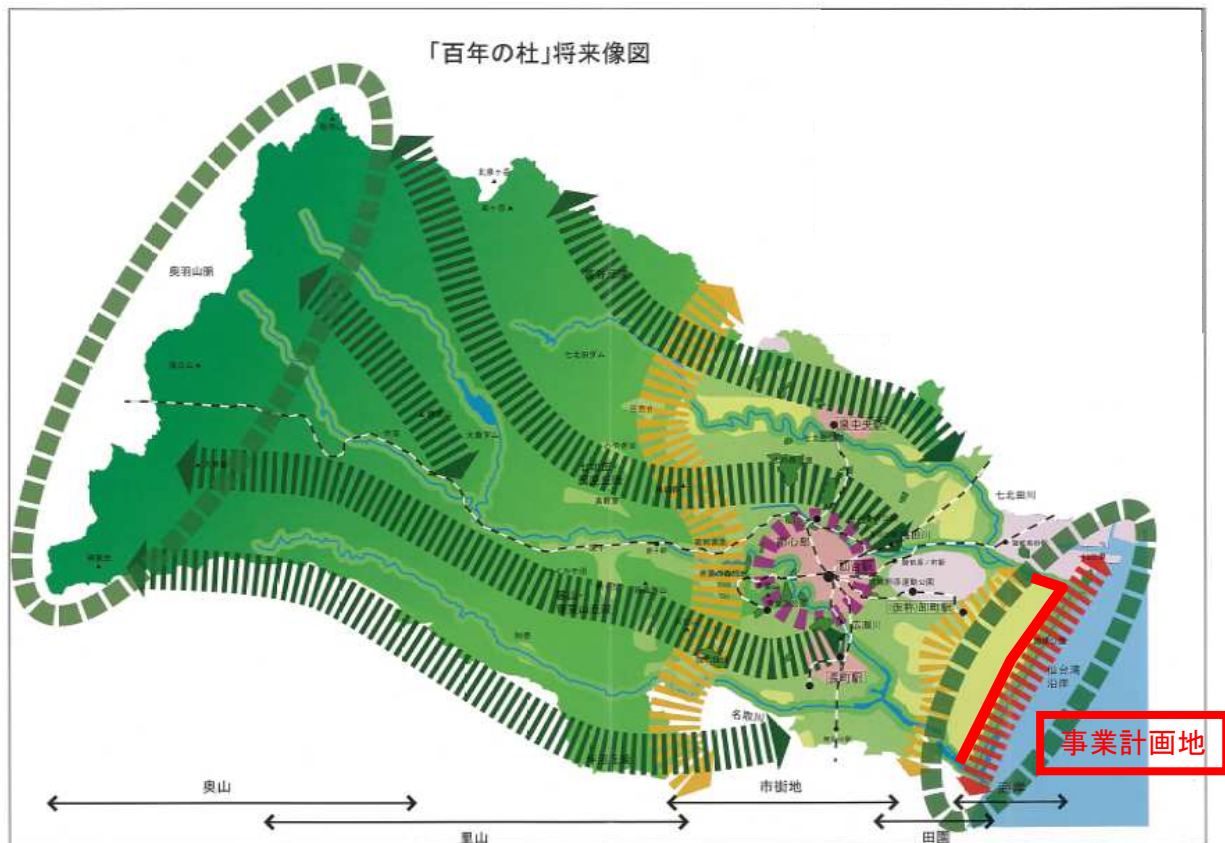
基本理念	みんなで育む「百年の杜」
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心のまちづくり ・自然環境の保全・再生 ・生活環境の向上 ・仙台らしさを育む ・市民協働の推進
目指すべき「百年の杜」の将来の姿	<p>① 自然災害から市民生活を守るみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸林や公園の丘などにより、津波、暴風、飛砂などの自然災害から市民生活が守られている。 ・丘陵部などの樹林地が保全され、適正に管理されている。 ・災害発生時などに避難場所や復旧支援の場などの多様な用途に利用できる身近な公園がある。 ・市民、市民活動団体、事業者などが日常的に公園と関わりを持ち、非常時にも地域の実情に応じて活用している。 <p>② 地球環境を守り、地域環境をつくるみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥山から、里山、市街地、田園、海岸へとみどりが連続し、多様な生物が生息・生育している。 ・多様な自然環境が法律や条例により適切に保全され、多様な生態系サービスをもたらす里山・田園などが継続的な営みにより適正に管理されている。 ・保存緑地や都市緑地の保全及び都市の緑化により、都市にみどりのネットワークが形成され、身近な地域に様々な生物が生息・生育している。 ・みどりの適正な管理により、木質資源の循環や健全な水循環が確保されている。 ・市民、市民活動団体、事業者などが連携し、みどりの保全活動を行っている。 <p>③ 暮らしの質を向上し、ゆとりと潤いをもたらすみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズに対応して公園が整備され、多様な管理運営により、多くの市民に利用されている。 ・ユニバーサルデザインが導入され、また遊具や樹木が適切に管理されており、誰もが安全に安心して公園を利用できる。 ・公園、街路樹、河川、公共施設や民間施設などのみどりを身近に感じることができる。 ・公園の整備、運営や維持管理に市民、市民活動団体、事業者が積極的に参加しており、日常的に多くの市民が様々な活動で公園に集まり、活発な交流がある。 <p>④ 仙台らしさを表すみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史資源や文化資源がみどりで彩られ、杜の都の風格を感じることができる。 ・屋敷林（居久根）が農地とともに保全・再生され、田園地域の文化的景観が守られている。 ・都心部にみどりがとけ込み魅力的な都市景観をつくっている。 ・青葉山公園、西公園や八木山動物公園などの鉄道沿線に拠点となる公園が整備され、市民や観光客でにぎわっている。 <p>⑤ 市民が育むみどり、みどりに育まれる市民生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、市民活動団体、事業者がみどりは市民共有の財産であるという意識をもち、主体的にみどりを守り、育む活動を行っている。 ・みどりを未来につないでいくために、世代を越えて、みどりを学ぶ活動が行われている。 ・みどりにより人・世代・地域がつながりを持ち、多様なコミュニティが形成されている。

資料：仙台市みどりの基本計画（平成24年7月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

表 4.2.6-43(2/2) 仙台市みどりの基本計画の概要

基本理念	みんなで育む「百年の杜」
目標	<p>●質に関する目標</p> <p>目標 1 自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高める。</p> <p>目標 2 生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高める。</p> <p>目標 3 市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高める。</p> <p>目標 4 歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高める。</p> <p>目標 5 市民が仙台のみどりを地域の誇りと感じ、様々な主体が連携して市民がみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高める。</p> <p>●量に関する目標</p> <p>目標 1 市全域のみどりの総量の維持・向上を目指す（平成 21 年度市全域の緑被率 78.8%）</p> <p>目標 2 都市計画区域の都市公園など（都市公園及びその他のオープンスペースとなる施設緑地）を市民一人当たり 20 m²とする（うち都市公園は市民一人当たり 17 m²）（平成 22 年度 都市公園など一人当たりの面積 15.8 m²、都市公園 12.8 m²）</p> <p>目標 3 市街地のみどりの総量の維持・向上を目指す。（平成 21 年度 市街地の緑被率 29.8%） 市街化区域において担保性のある緑地を 250ha 増やす。（平成 22 年度 市街化区域における担保性のある緑地 約 2、200ha（重複無））</p> <p>●みどりの市民満足度調査による評価項目 身近なみどりが量と質ともに十分であると感じている市民の割合</p>

資料：仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）



	凡 例	概 要	
みどりの骨格		みどりの核	豊かな自然環境を有する奥羽山脈のみどりと仙台湾のみどり
		水が育むみどり軸	奥羽山脈から仙台湾をつなぐ水の軸
		山地・丘陵地のみどり	天然林や植林地、雑木林等の多様な自然環境を有する山地・丘陵地のみどり
		田園のみどり	農地や屋敷林(居久根)などの田園のみどり
みどりの市街地		みどりと共生する暮らし空間	豊かなみどりに包まれた潤いある生活空間
		みどり美しいまちなか空間	社の都にふさわしいみどりによる魅力あふれるまちなか空間
		みどり豊かな産業活動空間	適切なみどりの配置による安らぎと賑わいの都市空間
		みどりの拠点	主な都市公園等(8ha以上)及び市街化区域内の保存緑地(4ha以上)
みどりのネットワーク		自然とまちをつなぐみどり	みどりの骨格とみどりの市街地をつなぎ、生物多様性を保全するみどりのネットワーク
		市街地を縁取るみどり	市街地を包み込み自然環境や自然景観を守るみどりのネットワーク
		歴史・文化のみどり	都心部を取り囲み、社の都の風格を与えるみどりのネットワーク
		沿岸部の防災のみどり	自然災害から都市を守る海岸林や海岸公園などのみどり
<small>※みどりのネットワークについては(東部の市街地を縁取るみどりを除く)津波災害や土砂災害などの自然災害を減災する防災のみどりとして位置付ける</small>			

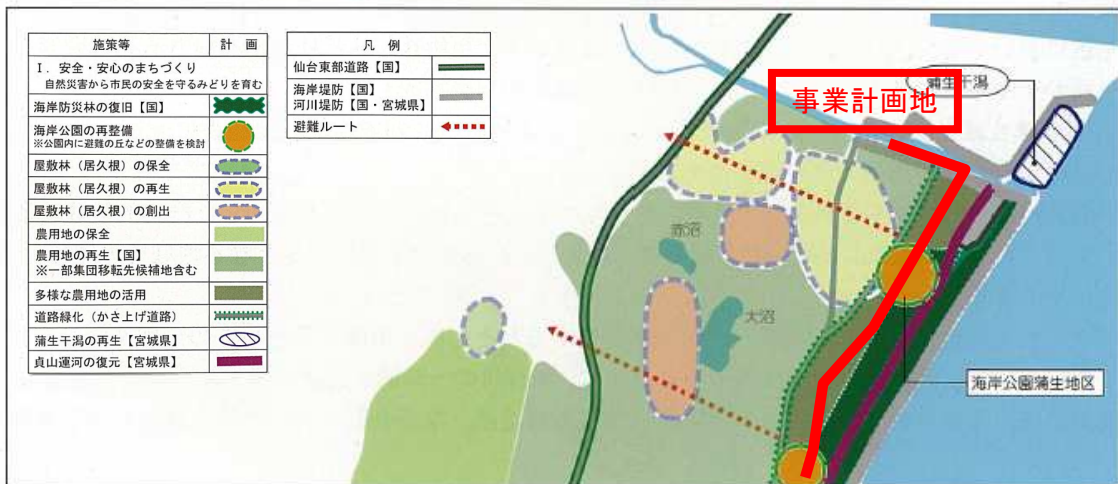
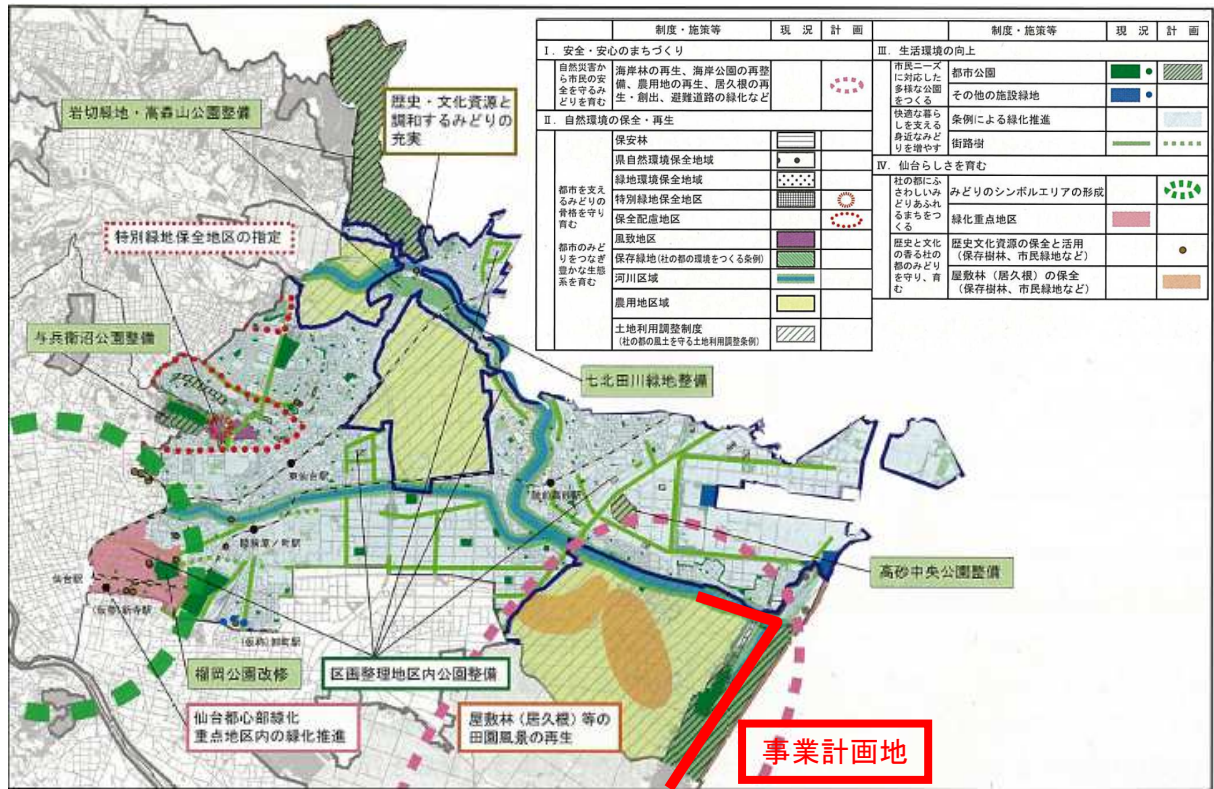
資料：仙台のみどりの基本計画（平成 24 年 7 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

図 4.2.6-16 みどりの将来像図

表 4.2.6-44 宮城野区のみどりのまちづくりの方向性

	概要	みどりのまちづくりの方向性
宮城野区	<p>東部は太平洋に面し、蒲生干潟や海岸松林、歴史的資源である貞山運河などを有し、また七北田川の下流には農地が広がり、良好な田園景観を形成していたが、震災により大きな被害を受けている。北部には利府町・富谷町の樹林地と一体となった県民の森緑地環境保全地域があり、コナラ・アカマツの雑木林が分布している。</p> <p>市街地には、日本の都市公園 100 選に選定されている榴岡公園や大規模な運動施設を有する宮城野原公園、ため池や周辺の樹林地などの自然環境を生かした与兵衛沼公園、大堤公園、鶴ヶ谷中央公園などの公園が分布している。また仙台駅東口から宮城野原公園に至る宮城野通はケヤキ並木を中心としたにぎわいのある通りとなっている。</p> <p>さらに、文化財がある（仮称）岩切緑地、高森山公園や善応寺、大拙庵などの社寺林のある保存緑地など、歴史的・文化的資源と調和するみどりが分布している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震災の被害を受けた蒲生干潟や海岸林、貞山運河などの自然資源を再生する。また七北田川などの河川や農地を保全・再生する。（仮称）岩切緑地や与兵衛沼公園については、豊かな自然環境を生かした整備を進める。 ・市街地に分布する樹林地については、特別緑地保全地区などの指定を検討する。 ・七北田川や貞山運河のサイクリングロードによる交通ネットワークの構築に合わせ、沿川にあるみどりを生かした魅力ある都市空間を創出する。 ・街区公園などの身近な公園については、市民ニーズに応じた整備・再整備を進めるとともに、適正な機能の維持・改善に努めるなど、誰もが安全に安心して利用できるような管理を行う。 ・街路樹については地域の実情に応じた適正な維持管理を進める。 ・都心部においては、公共施設や民有地の緑化を進める市街地のみどりの回廊づくり事業を進め、杜の都にふさわしいみどりあふれる都市景観を形成する。 ・高砂中央公園や近隣公園を整備することにより、仙台港背後地区の魅力を向上する。 ・鶴ヶ谷中央公園は健康づくりの拠点として活用する。 ・保存緑地に指定されている社寺林や保存樹木に指定されている名木・古木などの歴史的景観と調和したみどりを保全する。また、津波により被災した屋敷林（居久根）の再生や集団移転先となる地域での屋敷林（居久根）の創出に努める。 ・被災を受けた都市公園の早期復旧に努めるとともに、災害時の一時的な避難場所ともなる身近な公園の整備や地域防災計画に指定されている広域避難場所、地域避難場所となる公園において防災機能の向上を図る。

資料：仙台のみどりの基本計画（平成 24 年 7 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）



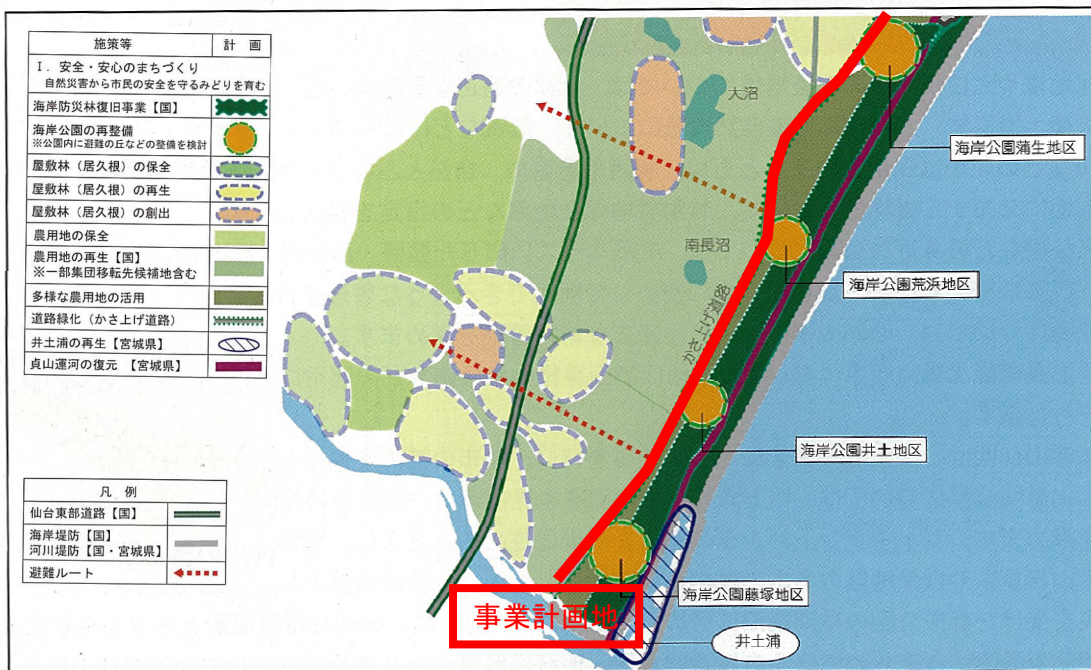
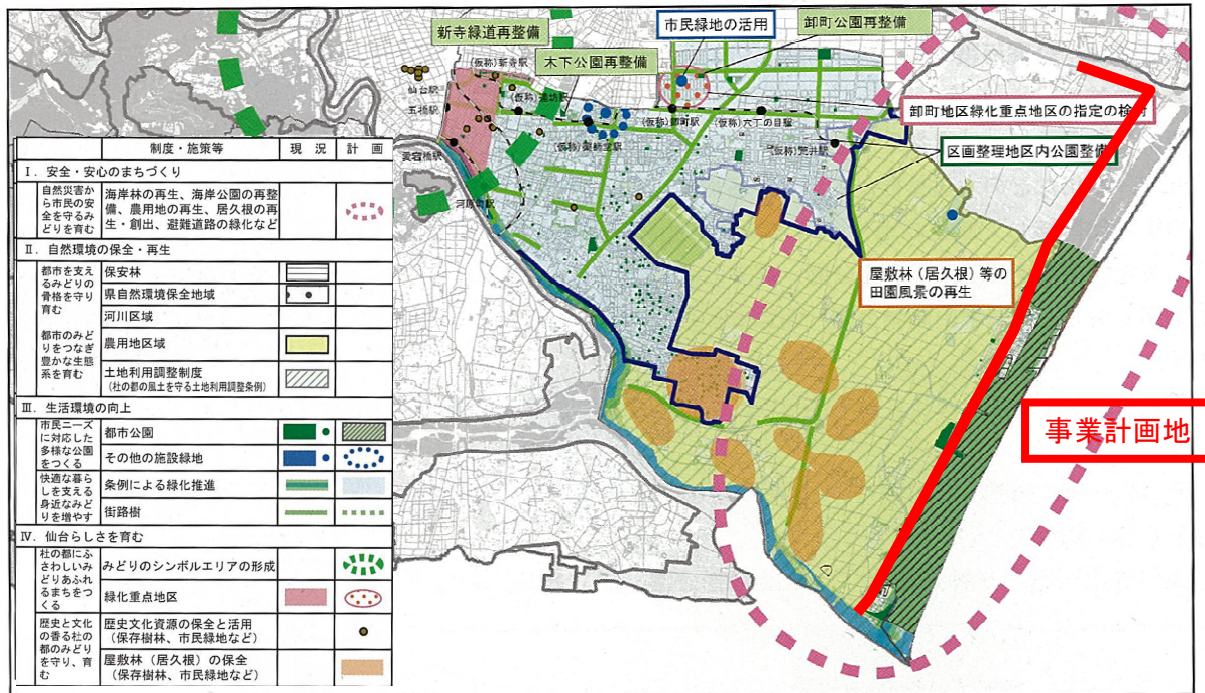
資料：仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

図 4.2.6-17 具体的施策図（宮城野区）

表 4.2.6-45 若林区のみどりのまちづくりの方向性

	概要	みどりのまちづくりの方向性
若林区	<p>海浜地域の井土浦の干潟、海岸松林や広瀬川、大沼などのため池、歴史的遺産である貞山運河や六郷堀、七郷堀などの水辺景観が広がり、東部地区では、海岸公園、大沼水辺の広場、農業園芸センターなどの魅力的なレクリエーション施設が分布するとともに、田園地域には優良農地が広がり、仙台の田園景観を特徴づける居久根が分布していたが、震災によりいずれも大きな被害を受けている。</p> <p>卸町通には緑量のあるケヤキ並木があり、グリーンベルトを形成している。</p> <p>市街地には、陸奥国分寺跡や薬師堂などの歴史的資源が分布しており、周辺の樹林と一体となった歴史的景観を形成している。広瀬川沿いの宮沢緑地では、水に親しむことができ、数多くの市民イベントが開催されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震災の被害を受けた海岸林、井土浦、農地、大沼などのため池、広瀬川などの河川について保全・再生を図る。また貞山運河や六郷堀、七郷堀などの歴史的資源を復元するとともに、その活用を図る。 ・街区公園などの身近な公園については、市民ニーズに応じた整備・再整備を進めるとともに、適正な機能の維持・改善に努めるなど、誰もが安全に安心して利用できるような管理を行う。 ・街路樹については、地域の実情に応じた適正な維持管理を進める。 ・卸町地区においては、市民緑地の活用や民有地の緑化などと合わせ、みどりあふれ魅力ある地区形成を行うため、公園やケヤキ並木を中心とした地区の緑化重点地区指定を検討する。 ・海岸公園は津波減災機能を持つ海岸防災林を再生するとともに、利用者の安全確保に配慮しながら、スポーツ・レクリエーション施設の再整備を進める。 ・歴史的資源である社寺林や屋敷林（居久根）を保全するとともに、みどりと調和した歴史的景観や田園景観を保全する。また、津波により被災した屋敷林（居久根）の再生や集団移転先となる地域での屋敷林（居久根）の創出に努める。 ・保存樹木として指定されている名木・古木の保存をするとともに、地域資源としての活用を図る。 ・被災を受けた都市公園の早期復旧に努めるとともに、災害時の一時的な避難場所ともなる身近な公園の整備や地域防災計画に指定されている広域避難場所、地域避難場所となる公園において防災機能の向上を図る。

資料：仙台のみどりの基本計画（平成 24 年 7 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）



資料：仙台のみどりの基本計画（平成24年7月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

図 4.2.6-18 具体的施策図（若林区）